# 令和元年度

# 福島県の避難者支援事業一覧



福島県

(令和元年7月)

# 目 次

## (カテゴリーの説明)

・県内:県内避難者向け、県外:県外避難者向け

対象者の区分 ◎:個人 ○:事業者 □:市町村・支援団体・その他団体等

・対象者の区分 ◎:個人 ○:事業者 □:市町村・ 項 目	ページ	1	県外
1 住まいの支援			
○借上げ住宅の提供	1		
① 借上げ住宅(民間賃貸住宅)の提供	1	0	
② 入退去管理の支援	1	0	
○仮設住宅の提供	1		
① 快適性保持のための修繕	1	0	
② 共同施設の維持管理支援	1		
○復興公営住宅の整備、住宅再建等の支援	2		
① 復興公営住宅の整備	2	0	
② 帰還者向け復興公営住宅等の整備	3	0	0
③ 福島県空き家・ふるさと復興支援事業	3	0	
<ul><li>④ ふくしまの未来を育む森と住まいのポイント</li><li>事業</li></ul>	3	0	
⑤ 福島県住宅復興資金(二重ローン)利子補給 事業	4	0	
⑥ 被災者生活再建支援制度	4	0	0
⑦ ふるさと帰還促進事業	5	0	0
⑧ 福島県避難市町村生活再建支援事業 (避難市町村家賃等支援事業助成金)	5	0	0
⑨ 避難者住宅確保・移転サポート事業	6	0	0
2 仕事のこと			
○経営・事業継続の支援(商工業)	7		
① ふくしま復興特別資金	7	0	

② 中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業	7	0	
③ 福島県原子力被災事業者事業再開等支援事業	8	0	
<ul><li>④ 福島県創業促進・企業誘致に向けた 設備投資等支援補助金</li></ul>	8	0	
<ul><li>⑤ 中小企業等復旧・復興支援事業</li></ul>	8	0	
⑥ 空き工場等の紹介	9	0	0
⑦ 被災中小企業施設・設備整備支援事業	9	0	
⑧ 特定地域中小企業特別資金	9	0	
<ul><li>⑨ 福島相双復興官民合同チームによる事業・生業・生活の再建の支援事業</li></ul>	10	0	0
○経営・事業継続の支援(農林水産業)	10		
① 福島県営農再開支援事業	10		
② 農家経営安定資金 (原発事故対策緊急支援資金)	12	0	
③ 農業近代化資金(復興)	13	0	
④ 東日本大震災漁業経営対策特別資金	13	0	
⑤ 農家の意向把握(営農相談等)	14	0	
⑥ 原子力被災 12 市町村農業者支援事業	14	0	
⑦ 避難農業者経営再開支援事業	15	0	0
○雇用・就労支援	16		
① 就職支援	16	0	0
② 離職者等対象の職業訓練の実施	17	0	0
③ 職業訓練手当の支給	17	0	0
④ 復興雇用支援事業	17	0	0
⑤ 男女共生センターチャレンジ支援相談事業 (就業、起業、内職等に係る相談)	17	0	©
⑥ 被災地の福祉・介護人材確保支援事業	18	0	0

⑦ ナースセンター事業	19	0	0
3 暮らしの支援			
○生活支援	20		
① 避難者見守り活動支援事業 (被災者見守り・相談支援事業)	20	0	
② 生活福祉資金の貸付	20	0	0
③ 生活保護法による支援	21	0	0
④ 福島県勤労者支援融資制度	22	0	0
○コミュニティ形成	23		
① 生活拠点コミュニティ形成事業	23	0	
② 絆づくり応援事業	23	0	
③ ふるさとふくしま交流・相談支援事業 (避難者支援団体への補助を通じた県外避難 者支援)	23		
④ ふるさとふくしま交流・相談支援事業 (県外への復興支援員の設置)	24		0
⑤ ふるさとふくしま交流・相談支援事業 (全国的な避難者支援ネットワークを活用し た支援)	25		
⑥ ふるさとふくしま交流・相談支援事業 (生活再建支援拠点の設置)	25	0	0
⑦ ふるさとふくしま交流・相談支援事業 (県内避難者・帰還者支援事業)	26		
⑧ 地域創生総合支援事業(サポート事業)	26		
⑨ ふるさと・きずな維持・再生支援事業	27		
⑩ NPO 強化による復興創生事業 (NPO 運営力強化支援事業)	27		
○情報提供	28		
① ふるさとふくしま情報提供事業	28	0	0
② 帰還支援アプリ	29	0	0
③ ふくしま記憶と未来体験アプリ	29	0	

○治安対策	30		
① 防犯教室、防犯講話の開催	30	0	
② 巡回連絡等の戸別訪問活動による各種相談・ 要望の受理	30	0	
○交通安全対策	30		
① 出前型・体験型交通安全教室の開催等による 交通安全指導	30	0	
○交通手段の確保	31		
① 市町村生活交通対策事業	31		
② 地域公共交通確保維持改善事業(調査事業)	31		
○移動支援	32		
① 警戒区域等からの避難者に対する高速道路 無料措置	32	0	0
② 母子避難者等高速道路無料化支援事業	32	0	0
③ 原発事故の避難者に対するあぶくま高原道路 の無料措置	33	0	0
④ 原発事故の母子避難者等に対するあぶくま高 原道路の無料措置	33	0	0
4 心と体に関すること			
○心のケア	34		
① 被災者の心のケア事業	34	0	0
② ひきこもり支援センター事業	34	0	0
③ 子どもの心のケア事業	35	0	0
④ 青少年総合相談センター事業	35	0	0
⑤ ユースプレイス自立支援事業	35	0	
⑥ 女性のための相談事業	36	0	0
⑦ 女性の悩み相談事業	36	0	0
<ul><li>⑧ 男女共生センター相談事業 (生活全般、法律関係、健康関係に係る相談)</li></ul>	37	0	0

○健康管理	38		
① 被災者健康サポート事業	38	0	0
② 県民健康調査事業	39	0	0
③ 福島県避難者検診体制整備事業	40	0	
○高齢者・障がい者支援	40		
① 高齢者見守り等ネットワークづくり支援事業	40	0	
② 仮設住宅等における生活機能支援事業	41	0	
○医療支援	41		
① 警戒区域等医療施設再開支援事業	41		
5 子育て・教育のこと			
○子育て支援	42		
① 産前・産後支援事業	42	0	0
② 子ども健やか訪問事業	42	0	
③ 児童の養育相談	42	0	0
④ 仮設住宅に住む子どもの環境づくり事業	43	0	
⑤ 「ふくしまの心」を育む自然体験応援事業	43	0	0
⑥ ふくしまからはじめよう。 元気なふくしまっ子食環境整備事業	44		
○教育支援(奨学金・就学支援など)	45		
① 東日本大震災子ども支援基金給付事業	45	0	0
② 被災幼児就園支援事業	45	0	
③ 被災児童生徒就学援助事業	46	0	
<ul><li>④ 私立学校の被災児童・生徒等に対する 就学(園)支援</li></ul>	46		
⑤ 高校等奨学資金貸付事業 (福島県奨学資金震災特例採用)	47	0	

6	高等学校通学費支援事業	47	0	
7	介護福祉士等修学資金貸付事業	47	0	©
6 税	金のこと			
○税会	金の減免等	49		
1	法人県民税	49	0	
2	個人事業税	49	0	
3	不動産取得税	50	該当ペー	ジを確認
4	自動車税・自動車取得税	51	該当ペー	ジを確認
5	軽油引取税	52	該当ペー	ジを確認
6	復興産業集積区域に係る県税の課税免除	52	0	
7	福島復興再生特別措置法に係る県税の課税 免除	53	0	
8	県税の減免・徴収猶予・納期限等の延長	53	該当ペー	ジを確認
7 名	<b>養相談窓口</b>			
<b>♦</b> 5	災害(支援)に関する相談	55		
<b>◆</b> [3	医療・福祉に関する相談	56		
◆生活に関する相談		58		
◆経営・労働に関する相談		61		
<b>◆</b> 是	◆農林水産業に関する相談			
<b>♦</b> [	国・県が管理する道路などに関する相談	62		

# ○借上げ住宅の提供

① 借上げ住宅(民間賃貸住宅)の提供						
対 象 者	県内の借上げ住宅に入居する避難者					
事業の内容	県が民間賃貸住宅の貸主と賃貸借契約を締結し、避難者に借上げ住宅 を提供しています。					
申請方法等	_					
問い合わせ先	土木部建築指導課 (民間借上げ住宅担当)	電話番号	0 2 4 - 5 2 1 - 5 7 6 4			

② 入退去管理の支援						
対 象 者	県内の借上げ住宅に入居する避難者					
事業の内容	避難者のための住宅対策として行っている借上げ住宅について、解約、 一部新規入居等の円滑な事務手続きを行います。					
申請方法等	市町村へ申請書等を提出して	市町村へ申請書等を提出してください。				
問い合わせ先	土木部建築指導課 (民間借上げ住宅担当)	電話番号	0 2 4 - 5 2 1 - 5 7 6 4			

# ○仮設住宅の提供

① 快適性保持のための修繕						
対 象 者	仮設住宅の入居者					
事業の内容	入居者の故意、過失でない仮設住宅の不具合が発生した場合、迅速かつ適切に修繕するため、市町村から一括して受け付ける維持管理センターを県が設置して対応しています。					
申請方法等	市町村へ電話・メールにより申し出てください。					
問い合わせ先	土木部建築住宅課 (応急仮設住宅担当)	電話番号	0 2 4 - 5 2 1 - 8 1 8 7			

② 共同施設の維持管理支援				
対 象 者	仮設住宅を管理している市町村			
事業の内容	市町村が負担する外灯・浄化槽等の電気代、集会所の光熱水費、浄化 槽等の法定点検費用や会津地方の団地内における除雪費を県が補助し			

	ます。		
申請方法等	_		
問い合わせ先	土木部建築住宅課 (応急仮設住宅担当)	電話番号	024-521-8187

# ○復興公営住宅の整備、住宅再建等の支援

① 復興2	公営住宅の整備		
対 象 者	原子力災害による避難者等(下記「事業の内容」のとおり)		
事業等の名称	復興公営住宅整備促進事業		
事業の内容	原子力災害により避難の継続を余儀なくされている避難者に対し、福島県第二次復興公営住宅整備計画に基づき、平成30年度末までに4,767戸の復興公営住宅を整備しました。引き続き保留している団地については、入居の需要に応じて整備します。(対象者)平成23年3月11日において、田村市、南相馬市、川俣市、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館町に居住していた方で、次に該当する方です。1 避難指示が継続している区域に居住していた方2 避難指示が解除された区域に居住していた方(現在、住宅に困窮している方)なお、令和元年度第3回募集から、東日本大震災において被災した「地震・津波被災者」及び子ども・被災者支援法に定める「支援対象避難者」(※)で、現在、住宅に困窮している方も応募いただけます。※平成23年3月11日時点で中通り、浜通り(避難指示が継続している区域を除く)に居住していた方		
申請方法等	入居に関しては、要件が必要な場合がありますので、復興公営住宅入 居支援センターに御相談ください。 また、募集の詳細(対象団地、応募要件等)については、7月下旬か ら入居支援センターのホームページ等でもお知らせします。 復興公営住宅 入居 検索		
問い合わせ先	①復興公営住宅入居支援センター電話番号①024-522-3320②土木部建築住宅課(復興住宅担当)②024-521-8387		

② 帰還者向け復興公営住宅等の整備		
対 象 者	大熊町への帰還者又は大熊町への転入者	
事業等の名称	帰還者向け災害公営住宅等整備促進事業	
事業の内容	原子力災害により避難を余儀なくされている大熊町民の居住の安定確 保及び避難指示解除区域における新規転入者の定住を図るため、大川原 地区の復興拠点内に帰還者向け復興公営住宅等を県が代行で整備しま す。	
申請方法等	_	
問い合わせ先	土木部建築住宅課 (復興住宅担当)     電話番号     0 2 4 - 5 2 1 - 8 3 8 7	

③ 福島県空き家・ふるさと復興支援事業				
対 象 者	空き家を購入又は賃借して改作	空き家を購入又は賃借して改修を行う被災者等		
事業の内容	被災者の住宅再建や定住人口の確保、空き家問題の改善等を促進するため、被災者や県外からの移住者が自ら居住するために行う空き家のリフォーム等を支援します。 【補助額】 1 リフォーム:工事費の2分の1(最大150万円) ※県外から移住される子育て世帯は最大210万円(60万円追加) 2 ハウスクリーニング等:最大40万円			
申請方法等	空き家の所在地を管轄する県建設事務所に御相談ください。			
問い合わせ先	土木部建築指導課 (民間建築担当)	電話番号	0 2 4 - 5 2 1 - 7 5 2 8	

④ ふくしまの未来を育む森と住まいのポイント事業		
対 象 者	住宅の建設等を行う建築主	
事業の内容	県産木材を使用して木造住宅の建設等(新築・増改築・購入)を行う 建築主に県産の農林水産品等と交換可能なポイントを交付します。 【交付ポイント数】 ※1ポイント=1円相当 1 一般向け(子育て世帯以外)20万ポイント 2 被災者、避難者向け 30万ポイント 県外移住者向け 30万ポイント 子育て世帯 30万ポイント ※ 森林認証材を使用した場合 10万ポイント加算(拡充)	
申請方法等	福島県木材協同組合連合会にお申し込みください。(郵送・持参)	
問い合わせ先	①福島県木材協同組合連合会 ②土木部建築指導課 (民間建築担当) 電話番号 ②024-521-7528	

⑤ 福島県住宅復興資金(二重ローン)利子補給事業			
対 象 者	既存住宅ローンのある住宅に 入又は修理のため、新たな住宅		
事業の内容	上記対象者に既存住宅ローンの5年分の利子相当額(最大140万円) を補助します。		
申請方法等	新規住宅ローンを申し込む金融機関に御相談ください。		
問い合わせ先	土木部建築指導課 (民間借上げ住宅担当)	電話番号	0 2 4 - 5 2 1 - 5 7 6 4

⑥ 被災者生活再建支援制度			
対 象 者	<ul><li>○地震、津波により居住していた住宅が全壊、大規模半壊の被害を受けた世帯</li><li>○地震、津波により居住していた住宅が半壊の被害を受け、その住宅をやむを得ず解体した世帯</li></ul>		
事業の内容	自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して支援金を支給します。〈支給額〉・基礎支援金(被害の程度により支給)最大100万円・加算支援金(住宅の再建方法により支給)最大200万円〈申請期間〉・基礎支援金(令和2年4月10日まで)・加算支援金(令和2年4月10日まで)		
申請方法等	申請書に必要書類を添付して被災の際に居住していた各市町村窓口で 申請してください。 〈必要書類〉 ・被災者生活再建支援金支給申請書 ・住民票(被災当時の居住状況が確認できるもの) ・罹災証明書 ・預金通帳の写し ・契約書の写し ・その他必要書類		
問い合わせ先	被災の際に居住していた各市 町村 電話番号		

⑦ ふるさと帰還促進事業		
対 象 者	避難指示解除区域を有する市町村	
事業の内容	応急仮設住宅等を退去し、避難指示が解除された地域(避難元市町村)に帰還された世帯へ、移転に伴い要した費用を補助する市町村に対し、県が定める要件の範囲内で補助金を交付します。  ○対象期間  避難指示解除から応急仮設住宅供与期間終了までの間の帰還  ※各市町村ごとに事業内容が異なるため、詳しくは避難元市町村にお問い合わせください。	
申請方法等	避難元市町村お問い合わせください	
問い合わせ先	避難地域復興局避難者支援課 電話番号 024-523-4250	

# (避難市町村家賃等支援事業助成金) 応急仮設住宅の供与が令和2年3月末まで一律延長された区域(※) から避難し、やむを得ない事情により、東京電力からの家賃賠償終了後 又は応急仮設住宅等からの移転後、継続して賃貸住宅等へ居住すること を余儀なくされ、家賃等の支援を必要とする次のいずれかの世帯を助成 対象とします。 1 東京電力から平成30年3月分までの家賃賠償を受け、継続して賃貸住宅等に居住している世帯 2 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に応急仮設住宅 等の退去を決定して令和元年6月30日までに賃貸住宅等へ移転した世帯 (※) 富岡町、大熊町、双葉町、浪江町の全域、並びに葛尾村及び 飯舘村の帰還困難区域

## 【注意事項】

1 助成対象期間

居住可能な持ち家を有する世帯は、助成対象外です。ただし、通院や高校生以下の通学など、被災時の世帯の一部が別の賃貸住宅等に居住せざる得ない場合は、助成の対象とする場合があります。

#### 平成31年4月1日から令和2年3月31日まで 2 助成金の額(次の(1)+(2))

福島県避難市町村生活再建支援事業

(1) 家賃(共益費、管理費を含む。)

#### 事業の内容

賃貸住宅等1戸につき、平成31年3月の助成額が上限となりますが、助成額が6万円以上の場合、入居者4人までは月6万円(5人以上は月9万円)となります。

(2) 更新手数料

平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの間に更新時期を 迎える当該賃貸住宅等の賃貸借契約に記載された金額

			ージをご覧ください。 p/site/portal/ps-yachintoushien-
問い合わせ先	福島県家賃等支援 事務センター	電話番号	0 1 2 0 - 9 0 0 - 7 7 5

9 避難	<b>발者住宅確保・移転サポート事</b>	業
対 象 者	1 令和2年3月末で応急仮設住宅の 2 平成31年3月末までに応急仮設 3 1、2に掲げるもののほか、新た 帯	
事業の内容	避難指示が解除された区域等からの 供与期間終了後の新たな住宅確保の目 宅等に円滑に移行できるよう支援を行 (支援の内容) 1 電話相談対応 2 訪問相談対応 3 不動産業者への空き物件の照会、 4 不動産業者への同行等による物件 5 不動産業者等との契約手続きに関する 6 運送業者との契約手続きに関する	は は は は は は は は は は は は は は
問い合わせ 先	団体名 (福島県) 特定非営利活動法人市民協福島 (茨城県) 一般社団法人ふうあいねっと (栃木県) 一般社団法人栃木県社会福祉士会 (埼玉県) 公益社団法人埼玉県社会福祉士会 (千葉県) 特定非営利活動法人ちば市民活動・市民事業サポートクラブ (東京都) 社会福祉法人やまて福祉会 (神奈川県) 中高年事業団やまて企業組合 川崎支店 (新潟県) 公益社団法人新潟県社会福祉士会	電話番号 024-572-4266  029-233-1370 070-3182-4044 028-600-1725  048-762-6012  080-5418-7286  080-4173-5796  044-829-0056

# ○経営・事業継続の支援(商工業)

① ふくしま復興特別資金				
対 象 者	東日本大震災により事業活動に	東日本大震災により事業活動に影響を受けた県内の中小企業者		
事業の内容	上記対象者に運転資金・設備資金を融資します。 ※責任共有制度を除く保証協会の保証付き既存借入金の借換・一本化が可能です。			
	• 融資限度 8,000万円 •		, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	
申請方法等	福島県内の金融機関(銀行、f お申込みください。	言用金庫、信	『用組合、商丄甲金)に 	
問い合わせ先	た 商工労働部経営金融課 電話番号 024-521-72		0 2 4 - 5 2 1 - 7 2 8 8	

②中小红	E業等グループ施設等復旧整備補助事業
対象者	震災時に被災12市町村及び津波浸水地域内(いわき市、相馬市、新 地町)で事業を行っていた中小企業者等
事業の内容	東日本大震災及び原発事故により甚大な被害を受けた県内産業の復旧・復興を効果的に促進するため、復興をリードする地域経済の中核的な中小企業等グループが復興事業計画を策定し、県の認定を受けた場合に、施設・設備、修繕等に要する経費の一部を補助します。  【一般枠 被災三県(福島、宮城、岩手)共通】 対象者 津波浸水地域又は警戒区域等が見直された地域を含む市町村内に事業所を有する事業者  【特別枠 福島県のみ適用】 対象者 警戒区域等が見直された地域に帰還(区域内の移転含む。)して、事業を再開する事業者
申請方法等	公募スケジュール(年2回) ① 2019年4月25日(木)~6月14日(金) ② 2019年9月上旬~10月中旬を予定 詳しくは下記問い合わせ先に御相談ください。
問い合わせ先	商工労働部経営金融課     電話番号     024-521-8653

③ 福島県原子力被災事業者事業再開等支援補助金		
対 象 者	震災時に被災12市町村で事業を行っていた中小事業者	
事業の内容	被災12市町村において原子力災害によって被災した中小・小規模事業者の事業・生業の再建を支援し、併せて当該地域における働く場の創出や、買い物する場など、まち機能の早期回復を図るため、事業再開等に要する初期投資費用の一部を補助します。 ・被災12市町村内で事業再開(転業再開を含む)や新規投資、販路開拓等の事業展開投資を行う場合 補助率:3/4以内 ・震災後休業していたまたは休業と見なせる事業者で、被災12市町村外(県外を含む)にて事業再開(転業再開を含む)する場合 補助率:1/3以内(帰還困難区域等は3/4以内)補助対象経費限度額 原則1,000万円(一定の要件を満たすことを市町村が確認した場合は、3,000万円)	
申請方法等	県に郵送により申請します。 公募については経営金融課HPでお知らせします。 詳しくは問い合わせ先にご相談ください。	
問い合わせ先	商工労働部経営金融課   電話番号   024-521-7291	

④ 福島県	具創業促進・企業誘致に向	けた設備	投資等支援補助金
対 象 者	・被災12市町村内において創業する者 ・原子力災害発生時に被災12市町村内において事業を行っていなかっ た事業者であって12市町村内で事業展開を行う者		
事業の内容	被災12市町村内において民間団体が行う、12市町村内における創業や12市町村からの事業展開に対して、その事業に要する経費の一部を補助することにより、働く場・買い物する場などまち機能を早期回復するため、創業等に要する費用の一部を補助します。 ・補助率:2/3以内 ・補助対象経費限度額 450万円		
申請方法等	県に郵送により申請します。 公募については経営金融課HPでお知らせします。 詳しくは問い合わせ先にご相談ください。		
問い合わせ先	商工労働部経営金融課	電話番号	0 2 4 - 5 2 1 - 7 2 9 1

⑤ 中小企業等復旧・復興支援事業		
対 象 者	・東日本大震災の津波により事業用建物が半壊以上の被害を受けた中小企業等	
	・原子力発電所事故による避難解除等区域に事業所があった中小企業等	

事業の内容	上記対象者に、事業の借上費用など)の一			<b>返操業中の空き工場・店舗等</b>
申請方法等	下記問い合わせ先に	御相談くた	ごさい。	
問い合わせ先	商工労働部企業立地	課	電話番号	0 2 4 - 5 2 1 - 7 8 8 2

⑥ 空き工場等の紹介		
対 象 者	事業再開に向けて県内での移転先を探している事業者	
事業の内容	上記対象者に、空き工場、倉庫、工業用地等の情報を提供します。	
申請方法等	下記問い合わせ先に御相談ください。	
問い合わせ先	商工労働部企業立地課 電話番号 024-521-7916	

⑦ 被災中	中小企業施設•設備整備支援事業
対象者	以下のいずれかに該当する方 ①中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業の認定を受けた復興事業 計画に記載されている被災中小企業者 ②施設復旧事業を行う商工会・県商工会連合会・商工会議所 ③独立行政法人中小企業基盤整備機構が整備する仮設工場、事業場等に 入居する中小企業者 ④津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助事業(商業施設等復 興整備補助事業:民設商業施設整備型)の交付決定を受けた補助事業 者(被災中小企業者分に相当する範囲に限る)
事業の内容	東日本大震災により被害を受けた中小企業者等が施設・設備の整備を 行う場合に、(公財)福島県産業振興センターを通じて長期・無利子で 融資します。 ・融資期間 20年以内(うち据置5年以内)
申請方法等	(公財)福島県産業振興センターにお申し込みください。
問い合わせ先	(公財)福島県産業振興センター 電話番号 024−525−4075

## ② 特定地域中小企業特別資金 原子力災害による避難解除区域等(下記③は被災12市町村)に事業 所を有し、県内の移転先又は避難指示が解除された区域等において事業 を継続・再開する中小企業

事業の内容	上記対象者に対し、以下により必要な資金を無利子で融資します。 ① 県内へ移転し事業再開・継続(A資金) ② 解除地域等で事業再開・継続(B資金) ③ 事業再開等補助金により県内又は県外で事業再開・展開(C資金)・融資限度 ①、②は各3,000万円 ③は補助事業上限額×1.2−補助金額・融資期間 20年以内(うち据置5年以内)		
申請方法等	県内の商工会議所、商工会又は(公財)福島県産業振興センターに お申込みください。		
問い合わせ先	(公財)福島県産業振興センター     電話番号     024-525-4019		

⑨ 福島相双復興官民合同チームによる事業・生業・生活の再建の支援事業		
対 象 者	・原子力被災12市町村において、当時事業を営まれていた事業者 ・原子力被災12市町村において、創業等に取り組もうとする方	
事業の内容	事業者の皆さまへの個別訪問等により、事業の方向性のご意向やご要望に関するお話を伺います。 その上で、事業再建計画の策定支援、国や県等の支援策の紹介、生活再建に向けた支援等を個別に実施してまいります。	
申請方法等	福島相双復興官民合同チームにお気軽にお問い合わせください。	
問い合わせ先	福島相双復興官民合同チーム 電話番号 024-502-1117	

# ○経営・事業継続の支援(農林水産業)

① 福島県	<b>景営農再開支援事業</b>			
対 象 者	市町村、農業協同組合、農業者団体			
事業の内容	原子力発電所事故の影響により、生産の断念を余儀なくされた避難区域等における営農再開に向けた一連の取組を支援します。  【主な支援内容】※県が事業実施主体の事業を除く 1 避難区域等*を対象とした支援 (1) 除染後農地等の保全管理 営農再開までの農地等における除草等の保全管理等に対する支援 (2) 鳥獣被害防止緊急対策 被害防止活動の実施や被害防止施設の整備などの取組に対する			
	支援			

(3) 営農再開に向けた作付・飼養実証

基準値を下回る農作物や安全な畜産物が生産ができることを確認するための作付や乳牛及び肉用牛の飼養の実証に対する支援

- (4) 避難からすぐに帰還しない農家の農地を管理耕作する者への支援 営農再開するまでの間、一時的に行う管理耕作に対する支援
- (5) 放射性物質の交差汚染防止対策

放射性物質に汚染された籾すり機等による米の汚染を防止する 取組を支援

(6) 新たな農業への転換支援

土地利用作物における大区画化、組織的経営による営農再開の 取組や園芸作物における新たな栽培・品目への転換等の取組を支 援

(7) 水稲の作付再開支援

次年度に作付再開が見込まれる水田における耕盤再形成や再均 平化のための代かき等の取組を支援

(8) 除染後農地の地力回復支援

除染特別地域で表土剥ぎによる除染を実施したほ場における、 たい肥等の調達経費・散布経費、大型機械による深耕を行うため の経費等を支援

(9) 地域営農再開ビジョン策定支援

営農再開に向けて、農業者の意向把握、担い手の再編、農地の 集積など地域営農の展望(ビジョン)を総合的に検討するための 取組を支援

- (10) 先端技術等を活用した大規模な営農再開拠点構築に向けた支援 大規模な営農再開拠点を構築するため、先端技術の実装、新規 作物の導入、管理耕作等を一体的に進める取組を支援
- 2 県全体を対象とした支援
  - (1) 放射性物質の吸収抑制対策 吸収抑制資材の施用などの取組を支援
  - (2) 吸収抑制対策の効果的な実施体制の整備
- 3 特認事業
  - (1) 営農再開に向けた復興組合支援(避難区域等) 復興組合等が営農再開支援事業を実施する際に必要な経費を支援
  - (2) 稲作生産環境再生対策(避難区域等又は県内全域) 作付再開水田における畦畔等の修復、追加的に必要となった雑草等防除、避難区域以外の地域における交差汚染防止対策などの 取組を支援
  - (3) 斑点米対策(避難区域等) カメムシ類による斑点米の被害に対して、品質向上を図るため の機器のリース経費を支援
  - (4) 作付再開水田の漏水対策(避難区域等) 作付再開を円滑に推進するため、通常の営農活動に追加して行 う漏水対策を支援
  - (5)「たらめの」生産再開支援(避難区域等)

	管理を再開した「たらのき」園地における追加的防除及び改植		
	を支援		
	(6) 避難指示解除区域における飼料生産供給対策(避難区域等)		
	避難指示区域等で生産された飼料の広域的な需要先とのマッチ		
	ング及び生産された流通体制の確立、飼料分析等を支援		
	(7) 除染後牧草の品質・生産性回復対策		
	原発事故後に除染と吸収抑制対策(カリ質肥料の散布)を実施		
	した牧草地を対象として、苦十石灰等の購入経費を支援		
	(8) 集落等単位で農地を作付け管理する地域への支援(避難区域等)		
	集落等の農業者が共同で取り組む組織計画づくり、実践モデル		
	ほ場の設置、作付管理等を支援		
	(9) 避難区域等における農業者等の確保支援(避難区域等)		
	新規就農者や参入企業等の受入体制整備に向けた取組を支援		
	(10)担い手への農地集積に向けた準備への支援(避難区域等)		
	将来担い手へ集積し営農再開することが見込まれる農地につい		
	て、一定期間、農地の除草等の取組を支援		
	・補助率 定額又は1/2以内 ほか		
	* 避難区域等とは、平成25年2月現在における警戒区域、計画的避難区		
	域、旧緊急時避難準備区域、帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解		
	除準備区域及び稲の作付制限区域をいう。		
申請方法等	各農林事務所、農業振興課へ御相談ください。		
問い合わせ先	農林水産部農業振興課   電話番号   024-521-7344		

②農家総	経営安定資金 (原発事故対策緊急支援資金)
対 象 者	平成23年3月に発生した東京電力福島第一原子力発電所の事故により農業経営に影響を受けている農業者等
事業の内容	・対象経費 ① 原発事故に伴う出荷制限の指示や出荷自粛、風評被害等により農業収入が減少又は農業支出が増加した農業者等が、営農のため緊急に必要とする運転資金(簡易な施設等の整備を含む)[営農継続資金]② 原発事故の影響により、福島県内において営農再開する避難農業者等及び作付制限区域等において作付再開する農業者等が必要とする運転資金及び施設等の取得に必要な資金[営農再開資金]・貸付限度額 個人1,000万円、法人・団体1,200万円・貸付利率 0.2%以内(農協取扱いは無利子)・償還期限 10年以内(うち据置3年以内) 「融資機関〕県内各農協、県酪農協、福島銀行、大東銀行、東邦銀行、信用金庫(福島、二本松、郡山、須賀川、会津)
申請方法等	各融資機関にお申込みください。
問い合わせ先	農林水産部農業経済課    電話番号    024-521-7349

③ 農業)	近代化資金 (復興)		
対 象 者	認定農業者等であって次の要件に該当する者 ア 福島第一原子力発電所事故の被災12市町村の農業者で、営農を再開し2年を経過した者 イ 福島第一原子力発電所事故の被災12市町村の農業者で、避難先において営農を再開し2年を経過した者 ウ 福島第一原子力発電所事故の被災12市町村の農業者と共同で、農業を営む法人又は団体 エ 福島第一原子力発電所事故の被災12市町村の農業者を雇用し、農業を営む法人又は団体 オ 福島第一原子力発電所事故に伴う出荷制限の指示や出荷自粛、風評被害等により農業収入が減少又は農業支出が増加した農業者等		
事業の内容	被害等により農業収入が減少又は農業支出が増加した農業者等 上記対象者に資金を融通します。  ・対象経費 次に掲げる経費 ア 施設等の改良・造成・取得資金 イ 果樹等の植栽・育成資金 ウ 家畜の購入・育成資金 エ 小土地改良資金 エ 小土地改良資金 オ 長期運転資金 ・貸付限度額 個人: 18,000千円 法人:200,000千円 ・貸付利率 0.2%(令和元年5月20日現在) ※景気情勢により毎月変動する ・償還期限(据置期間) 7~20年以内(2年~7年以内) ※対象経費による ・優遇措置 借受者が福島県農業信用基金協会に支払う保証料の1/2を補助する。  「融資機関」 県内各農協、県酪農協、東邦銀行、福島銀行、大東銀行、常陽銀行、第四銀行、信用金庫(福島、二本松、郡山、須賀川、白河、会津、		
申請方法等	各融資機関にお申込みください。		
問い合わせ先	農林水産部農業経済課	電話番号	024-521-7349

④ 東日本大震災漁業経営対策特別資金		
対 象 者	東日本大震災及び原発事故の影響により被害を受けている漁業者 及び水産加工業者	
事業の内容	上記対象者に、消失した漁具・設備などの購入や、経営維持に必要な 資金等を融通します。 ・貸付限度額 個人500万円、法人700万円	
	・貸付利率 無利子	

	・償還期限 10年以内(うち据置3年以内)		
	〔融資機関〕 県信用漁業協同組合連合会		
申請方法等	県信用漁業協同組合連合会にお申し込みください。		
問い合わせ先	農林水産部水産課	電話番号 024-521-7379	

⑤ 農家の意向把握 (営農相談等)			
対 象 者	地震・津波被害や原発事故で被災した農家		
事業の内容	各農林事務所(農業振興普及部)や各農業普及所では、上記対象者からの営農に関する相談を受け付けています。		
申請方法等	下記問い合わせ先にお問い合わせ	せください	\ <u>`</u>
問い合わせ先	県北農林事務所農業振興普及部 伊達農業普及所 安達農業普及所 安達農業普及所 県中農林事務所農業振興普及部 田村農業普及所 須賀川農業普及所 県南農林事務所農業振興普及部 喜多方農業普及所 会津版下農業普及所 会津版下農業普及所 南会津農林事務所農業振興普及部 相双農林事務所農業振興普及部 双葉農業普及所 いわき農林事務所農業振興普及部	電話番号	$\begin{array}{c} 0\ 2\ 4 - 5\ 2\ 1 - 2\ 6\ 0\ 9 \\ 0\ 2\ 4 - 5\ 7\ 5 - 3\ 1\ 8\ 1 \\ 0\ 2\ 4\ 3 - 2\ 2 - 1\ 1\ 2\ 7 \\ 0\ 2\ 4 - 9\ 3\ 5 - 1\ 3\ 2\ 1 \\ 0\ 2\ 4\ 7 - 6\ 2 - 3\ 1\ 1\ 3 \\ 0\ 2\ 4\ 8 - 7\ 5 - 2\ 1\ 8\ 1 \\ 0\ 2\ 4\ 8 - 2\ 3 - 1\ 5\ 6\ 3 \\ 0\ 2\ 4\ 2 - 2\ 9 - 5\ 3\ 0\ 7 \\ 0\ 2\ 4\ 1 - 2\ 4 - 5\ 7\ 4\ 2 \\ 0\ 2\ 4\ 2 - 8\ 3 - 2\ 1\ 1\ 2 \\ 0\ 2\ 4\ 2 - 8\ 3 - 2\ 1\ 1\ 2 \\ 0\ 2\ 4\ 4 - 2\ 6 - 1\ 1\ 5\ 1 \\ 0\ 2\ 4\ 0 - 2\ 3 - 6\ 4\ 7\ 4 \\ 0\ 2\ 4\ 6 - 2\ 4 - 6\ 1\ 6\ 1 \end{array}$

⑥ 原子力被災 12 市町村農業者支援事業			
対 象 者	被災 12 市町村において、営農再開や規模拡大、新規作物の導入等を行う農業者等(農業者、集落営農組織、農業法人等)		
<b>本类</b> の上位	原子力被災 12 市町村において、営農再開等を行う場合に必要となる農業用機械、施設、家畜、種苗等の導入の取組に必要な経費を助成します。		
事業の内容	<ul><li>1 対象経費</li><li>(1)農業用機械等の導入に要する経費 農産物の生産、流通、販売に必要な機械</li></ul>		

(a) 16-30 a to 19 (b) a T ) a 10 th				
	(2) 施設の整備等に要する経費			
	農産物の生産に必要な施設			
	(3) 施設の撤去に要する費用			
	上記(2)の施設の導入に必要な撤去			
	(4) 果樹の新植・改植、花き等の種苗等の導入に要する経費			
	花き等の種苗等:複数年使用するもの			
	(5) 家畜の導入に要する経費			
	家畜:肉専用繁殖雌牛、搾乳用雌牛、豚			
	2 補助率:3/4以内ほか			
	3 補助対象経費の上限額:1,000 万円			
	(市町村が特に認める場合は3,000万円)			
申請方法等	県北・県中・相双農林事務所、農業振興課へお問い合わせ下さい。			
問い合わせ先	農林水産部農業振興課 県北農林事務所農業振興普及部 県中農林事務所農業振興普及部 相双農林事務所農業振興普及部			

⑦ 避難農業者経営再開支援事業			
対 象 者	原子力被災 12 市町村外(県外含む。)の移住先や避難先において、農 業経営の開始等を行う農業者		
事業の内容	原子力被災 12 市町村から避難している農業者が、当該市町村外(県外を含む。)の移住先や避難先において、営農再開等を行う場合に必要となる農業用機械、施設、家畜等の導入の取組に必要な経費を助成します。  1 対象経費 (1)農業用機械等の導入に要する経費 農産物の生産、流通、販売に必要な機械 (2)施設の整備等に要する経費 農産物の生産に必要な施設 (3)果樹の新植・改植、花き等の種苗等の導入に要する経費 花き等の種苗等:複数年使用するもの (4)家畜の導入に要する経費		
	家畜: 肉専用繁殖雌牛、搾乳用雌牛、豚 (5)農地又は採草牧草地の確保 農地又は採草牧草地の賃借に要する経費 2 補助率等: 1/3以内。ただし、将来原子力被災 12 市町村に帰還し て農業経営を再開する意志がある場合は3/4以内。 3 補助対象経費の上限額: 1,000 万円		
申請方法等	避難元市町村が申請窓口となりますので、避難元市町村までお問い合わせ下さい。		

問い合わせ先	最寄りの農林事務所(農業振興普及部・農業普及所にお問い合わせください。) 福島県農業振興課福島県県北農林事務所福島県県中農林事務所福島県県中農林事務所福島県南農林事務所福島県南会津農林事務所福島県会津農林事務所福島県社双農林事務所福島県北カき農林事務所福島県いわき農林事務所	電話番号	024-521-7344  024-521-2603  024-935-1301  0248-23-1561  0241-62-5644  0242-29-5301  0244-26-1148  0246-24-6154
--------	--	------	--

# ○雇用·就労支援

① 就職支援					
対 象 者	首都圏から県内への就職希望者及び震災で離職された方で県内就職を 希望する方				
	被災者の生活再建を支援するため、県が設置した就職支援施設による 就職相談や職業紹介を行い、就職を支援します。				
・ふくしま生活・就職応援センター(仮設住宅等巡回・窓口相談 郡山事務所:郡山市駅前1-14-21 郡山花椿ビル8階 ℡024-925-0811 白河事務所:白河市郭内1 NTT白河ビル1階 س0248-27-0041					
事業の内容	会津若松事務所:会津若松市南千石町6-5会津若松商工会議所会館2階 Tm 0 2 4 2 - 2 7 - 8 2 5 8 南相馬事務所:南相馬市原町区南町1-1 松本ビル2階 Tm 0 2 4 4 - 2 3 - 1 2 3 9 いわき事務所:いわき市平字梅本15 県いわき合同庁舎西分庁舎1階				
面 0 2 4 6 - 2 5 - 7 1 3 1 広野事務所:双葉郡広野町大字下浅見川字広長 4 4 - 3 オフィス 2 階ハローワーク富岡・広野サテラー 面 0 2 4 0 - 2 8 - 0 6 3 6 富岡事務所:双葉郡富岡町小浜 5 5 3番地 2 富岡合同庁領 面 0 2 4 0 - 2 3 - 7 8 8 0 ・ふるさと福島就職情報センター(窓口相談) 福島窓口:福島市三河南町 1 - 2 0 コラッセふくしま 2 階 面 0 2 4 - 5 2 5 - 0 0 4 7 東京窓口:東京都千代田区有楽町 2 - 1 0 - 1 東京交通会館 8 階 福が満開、福しま暮らし情報					
			Tel 0 3 - 3 2 1 4 - 9 0 0 9		
		申請方法等	各窓口にてご相談ください。		
問い合わせ先	商工労働部雇用労政課 電話番号 024-521-7290				

② 離職者等対象の職業訓練の実施			
対 象 者	離職者等求職者		
事業の内容	離職された方々の早期就職を支援するため、就業に必要な技能及び知 識を取得するための職業訓練を実施します。		
申請方法等	県内各公共職業安定所にて御相談ください。		
問い合わせ先	商工労働部産業人材育成課 電話番号 024-521-7829		

③ 職業訓練手当の支給				
対 象 者	被災離職者			
事業の内容	震災により離職を余儀なくされた方が、公共職業安定所長の指示を受 内容 けて職業訓練を受講した場合で、雇用保険が受給できない方に対して訓 練手当を支給します。			
申請方法等	県内各公共職業安定所にてご相談ください。			
問い合わせ先	商工労働部産業人材育成課 電話番号 024-521-7829			

④ 復興雇用支援事業				
対 象 者	震災により離職を余儀なくされた方など			
雇用創出のための基金等を活用して、県や市町村が企業、NPO法人へ 事業の内容 の委託により被災求職者を短期的・一時的に雇用し生活の安定を図りま す。				
申請方法等	下記問い合わせ先にお問い合わせください。			
問い合わせ先	商工労働部雇用労政課 電話番号 024-521-7290			

⑤ 男女共生センターチャレンジ支援相談事業 (就業や再就職、起業、内職等に係る相談)			
対 象 者	県民(就職・再就職・起業等を希望する方、内職を求めている方など)		
į	就職・再就職・起業等を希望する方、内職を求めている方等からの相 談を受け付けます。		
事業の内容	<ul> <li>【実施場所及び実施日・時間】</li> <li>①郡山相談コーナー         <ul> <li>(県中地方振興局 県政相談コーナー内。郡山市麓山 1-1-1)</li> <li>月~木曜日 9時~12時、13時~16時</li> </ul> </li> <li>②会津相談コーナー</li> </ul>		

	月~木曜日 9時~12時、13時~16時			
	③いわき相談コーナー			
	(いわき地方振興局 県政相談室内。いわき市平字梅本 15)			
	月~木曜日 9時~12時、13時~16時			
	④二本松相談コーナー			
	(福島県男女共生センター内。二本松市郭内一丁目 196-1)			
	火、金曜日 9時~12時、13時~16時			
	【相談方法】電話・面接			
	【実施主体】福島県男女共生センター			
申請方法等	下記問い合わせ先に御連絡ください。			
	①郡山相談コーナー		$\bigcirc 0 \ 2 \ 4 - 9 \ 2 \ 7 - 4 \ 0 \ 3 \ 0$	
明い合われた	②会津相談コーナー	<b>電紅巫</b> 日	20242-29-5588	
問い合わせ先	③いわき相談コーナー	電話番号	30246-22-6400	
	④二本松相談コーナー		$\textcircled{4} \ 0 \ 2 \ 4 \ 3 - 2 \ 3 - 8 \ 3 \ 0 \ 7$	

⑥ 被災	地の福祉・介護人材確保支援事業	
対象者	県外に居住している方または、福島県内に居住している避難指示区域 から避難している方で、相双地域等の介護施設等に就職を予定している 方	
事業の内容	受学金(研修受講料・就職準備金)を貸与するとともに、住宅情報の提供を行い、住まいの確保を図ります。  ・事業主体 (社福)福島県社会福祉協議会 ・貸付額(無利子) ① 研修受講料:15万円以内 ② 就職準備金:30万円または50万円 ③ 世帯赴任加算等:12.5万円+世帯人数×5万円 ④ 自動車輸送費用等加算:20万円以内  ・貸付条件等 ① 介護職員初任者研修又は県が定める研修の受講 ② 相双地域等(相双地域、いわき市及び田村市、避難指示解除区域)の介護施設等に勤務 ただし、研修受講料については2年間、就職準備金については1年または2年間、当該施設に勤務した場合に返還を免除します。	
申請方法等	下記問い合わせ先にお問い合わせください。	
問い合わせ先	(社福)福島県社会福祉協議会 人材研修課     電話番号     024-526-0045	

⑦ ナース	スセンター事業		
対 象 者	看護資格を持ち、県内への就職を希望している求職者		
	福島県看護協会では、県からの委託を受け、就業を希望する看護職の 方に対し、ナースバンク事業(無料職業紹介事業)を実施しています。		
事業の内容	就業先を探している看護職の方と、看護職を雇用したい施設がそれぞれ登録することにより、求人情報の提供や就職相談、求人・求職者間のマッチングを行います。 また、看護職は離職時等に住所、氏名等の事項をナースセンターに届け出ることが努力義務となっています。 その情報をもとに、離職中の看護職の方とつながりを保ち、復職に向		
	けた研修・情報提供など状況に合わせた支援を行います。		
申請方法等	来所、郵送、インターネット(求職:e ナースセンター、離職:とどけるん)いずれかの方法で登録できます。なお、来所の際は、下記問い合わせ先に事前連絡されることをお勧めします。 【受付時間】 8:30~16:30 ※土・日曜日、祝祭日、年末年始はお休みです。また、県内ハローワークにおいて巡回就職相談も行っています。詳しくは、福島県ホームページ及び福島県看護協会ホームページを御覧ください。		
問い合わせ先	(公社) 福島県看護協会       電話番号 024-934-0500		

# 3 暮らしの支援

## ○生活支援

## ① 避難者見守り活動支援事業

(被災者見守り・相談支援事業)

対 象 者	県内の避難者		
事業の内容	<ul> <li>・概要 東日本大震災の被災地及び被災者を受け入れている地域において、生活支援相談員等を配置するなど、被災者等に対する見守りや孤立防止のための相談支援等を実施します。</li> <li>【事業例】 生活支援相談員配置事業、総合相談支援センター運営事業、被災者支援活動を行う民生児童委員に対する実費負担の補助等</li> <li>・実施主体 (社福)福島県社会福祉協議会、NPO法人、市町村民生児童委員協議会等</li> <li>・補助額及び補助率 10/10、知事が必要と認めた額</li> </ul>		
申請方法等	下記問い合わせ先にお問い合わせください。		
問い合わせ先	保健福祉部社会福祉課		

② 生活福祉資金の貸付			
対象者	東日本大震災により被災した低所得世帯		
刈 家 有	(震災により低所得となった世帯を含む)		
生活福祉資金の貸付は、厚生労働省の要綱に基づき都道府県社			
	協議会が実施する制度です。		
	東日本大震災により被災した低所得者世帯の生活の復興を支援するた		
	め、生活福祉資金貸付制度の一つとして、当面の生活に必要となる経費		
	等の貸付けを行う「生活復興支援資金」の貸付を行っています。		
事業の内容			
<b>事</b> 术*/17/17/17	○ 生活復興支援資金の貸付		
	・資金の種類		
	アー時生活支援費		
	資金の使途:生活の復興の際に必要となる当面の生活費		
	貸付限度額:(単身世帯)月15万円以内(最大6ヵ月以内)		
	(複数世帯) 月20万円以内(最大6ヵ月以内)		
·	·		

	イ 生活再建費			
	資金の使途:住居の移転費用、家具什器費等			
	貸付限度額:80万円以内			
	ウ 住宅補修費			
	資金の使途: 住宅の補修費用			
	貸付限度額:250万円以内			
	・据置期間 貸付日から2年以内			
	・償還期間 20年以内(貸付金額に応じて期間が異なります)			
	・連帯保証人 原則1名必要(連帯保証人がいない場合も申請可能)			
	・貸付金利子 無利子。ただし、連帯保証人を付けられない場合は、			
	年 1.5%の有利子となります。			
	※ 生活再建費、住宅補修費の貸付の場合は、すでに発注、購入、支			
	払い済みの費用は対象外です。			
	※ 災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金貸付制度			
	に該当する世帯は、原則対象外となります。			
	※ 生活再建するための居所が確定していない場合(親族・友人・知			
	人宅を転々としている場合など)は貸付対象とならない場合があり			
	ます。			
	・借入利用希望者の相談・申請窓口			
	住民票のある(居住が確認できる)地域の市町村社会福祉協議会へ			
	ご相談、お申し込みください。			
	避難されている場合は、現在お住まいの仮設住宅や借上げ住宅等が			
申請方法等	所在する市区町村(県内外の避難先)の社会福祉協議会へご相談くだ			
	さい。			
	なお、転居費用の借入を希望される場合は、転居予定先の市町村社			
	会福祉協議会へご相談ください。			
	各社会福祉協議会の相談・申込受付時間:午前9時~午後5時(土、			
	日、祝日除く)			
問い合わせ先	(社福)福島県社会福祉協議会     電話番号     024-523-1250			

③ 生活保護法による支援		
対 象 者	生活に困窮している方	
事業の内容	生活保護は、生活に困窮している方に、最低限度の生活を保障するとともに、積極的にそれらの方々の自立の助長を図ることを目的としています。 保護は、国の定める最低生活費とその方の収入とを比較して、その方の収入だけでは最低生活費に満たないときに、行われます。 ・保護の種類:生活扶助、教育扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助、住宅扶助	
申請方法等	お住まいの仮設住宅等の所在地を管轄する福祉事務所(町村部は県保 健福祉事務所、市部は市福祉事務所)が相談・申請先となります。	
問い合わせ先	保健福祉部社会福祉課   電話番号   024-521-7323	

④ 福島県	製労者支援融資制度	
対 象 者	県内に居住又は県内企業に勤務する労働者	
	勤労者福祉資金融資制度 ※ 1	
	使途:災害復旧、医療にかかる臨時応急に必要な資金	
	育児・介護に必要な費用及び育児・介護休業取得中の生活費	
	融資限度額:100 万円	
	償還期間:7年以內	
	貸付利率:1.25%	
	勤労者教育資金融資制度 ※ 1	
	使途:教育にかかる臨時応急に必要な資金	
	融資限度額:300万円	
	償還期間:10年以内(据置期間:就学予定期間かつ6年以内)	
	貸付利率: 1.55% 勤労者生活資金融資制度 ※ 1	
	<b>到力有生活員並融員制度 次  </b> 使途:冠婚葬祭にかかる臨時応急に必要な資金	
	融資限度額:100万円	
	償還期間:7年以內	
事業の内容	貸付利率: 2.75%	
1.76.21.31	勤労者自動車資金融資制度 ※ 1	
	使途:自動車(福祉車両に限る。)等の購入や関連諸費用にかかる必要	
な資金		
	融資限度額:200万円	
	償還期間:7年以內	
	貸付利率:1.55%	
	求職者緊急支援資金融資制度 ※ 2	
	対象者:事業主都合により失業し求職中の方	
	使途: 求職活動中に必要とする生活資金	
	融資限度額:100万円	
	償還期間:5年以内	
	貸付利率: 0.75%	
	※1 担保不要、日本労信協保証(保証料は東北労働金庫が負担する)	
	※2 担保不要、保証人1名必要、日本労信協保証(保証料別途) その他労働金庫及び保証機関の基準を満たすことが必要です。	
申し込み方法	東北労働金庫 福島県内各支店へお申し込みください。	
中し心かり伝	東北カ側並単   個局泉内谷文店へわ中し込みください。   TEO 1 2 0 - 1 9 1 9 - 6 2	
問い合わせ先	商工労働部雇用労政課 電話番号 024-521-7289	
THIY : 다 4기 년 기다		

# ○コミュニティ形成

① 生活拠点コミュニティ形成事業		
対 象 者	避難者	
事業の内容	復興公営住宅におけるコミュニティの維持・形成を図るため、コミュニティ交流員を配置し、交流活動の企画・運営、団地の自治組織の立ち上げや地域との対話の場づくりをすすめるなど、入居者同士や地域住民との交流活動の支援を行っています。	
問い合わせ先	避難地域復興局生活拠点課 電話番号 024-521-8617	

② 絆づくり応援事業		
対 象 者	県内在住の被災求職者	
事業の内容	福島第一原発事故の影響等により、崩壊した地域のコミュニティや被災者の安心・安全の確保に対応するため、環境放射線量測定業務や被災児童の送迎用スクールバス添乗業務等の支援をします。 なお、本事業は、当課が各市町村から支援要請を受け、委託先の就職支援会社等を通して被災求職者を雇用し、配置します。	
申請方法等	下記問い合わせ先に御連絡ください。	
問い合わせ先	商工労働部雇用労政課 電話番号 024-521-7290	

③ ふるさとふくしま交流・相談支援事業		
(避難者支援団体への補助を通じた県外避難者支援)		
対 象 者	県外の避難者支援団体等	
事業の内容	<ul> <li>○概要         県外に避難している県民が、避難先で安心して暮らし、本県への帰還や生活再建につながるための取組を行う避難者支援団体へ助成します。</li> <li>○補助金名         福島県県外避難者帰還・生活再建支援補助金</li> <li>○補助額及び補助率         10/10以内で、知事が必要と認めた額</li> </ul>	
申請方法等	令和元年度の募集は終了しました。 詳細は、避難者支援課ホームページを御覧いただくか、下記問い合わせたにお問い合わせください。	
問い合わせ先	選難地域復興局避難者支援課 電話番号 024-523-4250	

#### ④ ふるさとふくしま交流・相談支援事業 (県外への復興支援員の設置) 対 象 者 県外避難者 ○概要 県外駐在員(福島県職員)とともに避難者に対する戸別訪問や相談 対応等を行う復興支援員を設置し、避難者の個別具体な課題に対応し ます。 令和元年度は、埼玉県、東京都、千葉県、神奈川県、群馬県、山形 事業の内容 県、茨城県、新潟県、栃木県の9都県に設置しています。 ○主な活動内容 ・避難者に対する戸別訪問、避難者への情報提供・相談対応 ・避難元・避難先自治体や民間支援団体等との連携・情報共有 復興支援員への個別相談を希望される方は、下記問い合わせ先に御連 申請方法等 絡ください。 ① (埼玉県) 埼玉県労働者福祉協議会 ② (東京都) (1)東京公認臨床心理師協 (1) 03-3818-1176(2) 03-5944-8466会内 (2) 東京社会福祉士会内 $\bigcirc 3043 - 204 - 6010$ ③ (千葉県) 千葉県社会福祉協議会内 $\textcircled{4} \ 0 \ 4 \ 5 - 7 \ 1 \ 6 - 6 \ 4 \ 4 \ 0$ ④ (神奈川県) (留守番電話対応) 神奈川県臨床心理士会 電話番号 ⑤027-333-1635 問い合わせ先 ⑤ (群馬県) ぐんま暮らし応援会内 ⑥ (山形県) 6023-626-1622山形県社会福祉協議会内 ⑦ (茨城県) 茨城県社会福祉協議会内 8025-281-5502⑧ (新潟県) 新潟県社会福祉士会内 9028-622-0021⑨ (栃木県)

 $\textcircled{10} \ 0 \ 2 \ 4 - 5 \ 2 \ 3 - 4 \ 1 \ 5 \ 7$ 

とちぎボランティアネットワーク内

⑩避難地域復興局避難者支援課

# ⑤ ふるさとふくしま交流・相談支援事業

## (全国的な避難者支援ネットワークを活用した支援)

対 象 者	復興支援員、生活再建支援拠点等		
事業の内容	○概要 避難者支援に関する全国的なネットワーク組織と連携し、復興支援 員や生活再建支援拠点等、県外で避難者支援を行う活動への側面支援 を行い、支援者間及び避難地域との連携や業務能力の向上など支援体 制の強化を図ります。		
	○主な業務内容		
・地域巡回員の配置(8カ所)			
	・復興支援員・生活再建支援拠点等への研修等		
問い合わせ先	避難地域復興局避難者支援課 電話番号 024-523-4157		

# ⑥ ふるさとふくしま交流・相談支援事業

## (生活再建支援拠点の設置)

対 象 者	県内外の避難者
事業の内容	<ul> <li>○概要         県内外の支援団体と連携して、県外避難者が避難先で直接相談できる「生活再建支援拠点」を設置し、帰還や生活再建に向けての相談や、必要な情報提供のための相談会・交流会等を行います。         また、ふくしまの今とつながる相談室 toiro を福島県内に設置し、避難者が抱える課題にきめ細かく対応するとともに、福島の今を伝えるための人材を派遣するなどにより、帰還の判断に関する情報提供を実施しています。</li> <li>○業務内容         ・県外避難者が避難先で直接相談できる「生活再建支援拠点」の設置(全国26ヶ所)         ・全国各地で県外避難者へ本県の支援策の情報等を提供する相談会、交流会等の開催         ・ふくしまの今とつながる相談室 toiro の設置         ・福島の今を伝えるための人材の派遣</li> </ul>
申請方法等	○全国の生活再建支援拠点 下記のHPに各地域の生活再建支援拠点の連絡先が掲載されておりますので、ご活用ください。 ふくしま連携復興センター 生活再建支援拠点 検索 https://f-renpuku.org/support-base/

#### 3 暮らしの支援

	○「ふくしまの今とつながる相談室 toiro 」(一般社団法人ふくしま連携 復興センター) 電話番号 024-573-2731
問い合わせ先	避難地域復興局避難者支援課 電話番号 024-523-4157

## ふるさとふくしま交流・相談支援事業 (県内避難者・帰還者支援事業) 対 象 者 県内避難者・帰還者の支援に取り組む支援団体 ○概要 県内で避難している県民や避難指示解除等により帰還した県民が、 主体的に参加し、人とのつながりや生きがいを持つための取組を行う 支援団体へ助成します。 事業の内容 ○補助金名 福島県県内避難者・帰還者心の復興事業補助金 ○補助額及び補助率 10/10以内で、知事が必要と認めた額。 令和元年度の募集は終了しました。 詳細は、避難者支援課ホームページを御覧いただくか、下記問い合わ 申請方法等 せ先にお問い合わせください。 電話番号 024-523-4250 問い合わせ先 避難地域復興局避難者支援課

⑧ 地域創生総合支援事業 (サポート事業)		
対 象 者	民間団体等	
事業の内容	民間団体等が行う広域的・先駆的・モデル的な事業で、かつ国、県等の既定施策の中で措置することが困難な事業に対して、補助金を交付します。 ・補助率 2/3以内 ※ 「震災復興及び関連する取組」として、長期避難者と地域住民の交流事業や福島の現状を伝える情報発信等の事業を優先的に採択しています。 ・補助額 上限500万円	
申請方法等	下記問い合わせ先にお問い合わせください。	

### 3 暮らしの支援

問い合わせ先	企画調整部地域振興課	電話番号	024-521-7118
	県北地方振興局地域づくり・商工労政課		$0\ 2\ 4-5\ 2\ 1-2\ 6\ 5\ 7$
	県中地方振興局地域づくり・商工労政課		$0\ 2\ 4-9\ 3\ 5-1\ 3\ 2\ 3$
	県南地方振興局地域づくり・商工労政課		$0\ 2\ 4\ 8-2\ 3-1\ 5\ 4\ 6$
	会津地方振興局地域づくり・商工労政課		$0\ 2\ 4\ 2 - 2\ 9 - 5\ 2\ 9\ 2$
	南会津地方振興局地域づくり・商工労政課		$0\ 2\ 4\ 1 - 6\ 2 - 5\ 2\ 0\ 5$
	相双地方振興局地域づくり・商工労政課		$0\ 2\ 4\ 4-2\ 6-1\ 1\ 1\ 7$
	いわき地方振興局地域づくり・商工労政課		$0\ 2\ 4\ 6\ -\ 2\ 4\ -\ 6\ 0\ 0\ 7$

⑨ ふるさと・きずな維持・再生支援事業			
対 象 者	NPO法人等の地域活動団体		
事業の内容	治体が構成員に含まれているこ 復興支援活動等に効果のある町 中間支援活動)に対して補助金 ● 補助率 9/10以内 ● 補助額 上限額:10,0 (平成28~30 9,000千円)		
申請方法等	下記問い合わせ先にお問い合わせください。		
問い合わせ先	文化スポーツ局文化振興課	<b>這話番号</b> 024-521-7179	

⑩ NPO 強化による復興創生事業				
(NPO運営力強化支援事業)				
対 象 者	NPO法人等の地域活動団体			
事業の内容	NPO法人の運営力の強化や持続的な活動のための支援を行うため、 会計・財務に関する有資格者を配置することで窓口や派遣によるNP O法人の会計・財務の指導・助言や事業報告書の精査などを行います。 福島県自治会館7階の「ふくしま地域活動団体サポートセンター」で、 相談業務を行っています。			
申請方法等	ふくしま地域活動団体サポートセンターにお問い合わせください。			
問い合わせ先	①ふくしま地域活動団体サポートセンター ②文化スポーツ局文化振興課①024-521-7333 電話番号 ②024-521-7179			

## ○情報提供

対 象 考	<b>県内外の避難者等</b>		
対象者	<ul> <li>県内外の避難者等</li> <li>○ふるさとふくしま情報提供事業 避難した県民に対して、ふるさととのつながりを保ち、将来の帰還や生活再建に役立てることを目的に福島の現状を伝える事業を実施します。</li> <li>1 地元紙提供事業 県外の図書館等の公共施設や、避難者の交流施設など避難者が集まる場所に地元紙(福島民報、福島民友)を送付し、避難者等の閲覧に供します。</li> <li>2 広報誌送付事業 県内外の避難者(※)に、県や避難元市町村の広報誌、地元紙のダイジェスト版、地域情報紙(「ふくしまの今が分かる新聞」)等を戸別送付します。</li> <li>※原発避難者特例法に基づく13指定市町村からの避難者及びそれ以外の市町村からの県外避難者</li> <li>3 地域情報紙発行事業(「ふくしまの今が分かる新聞」)福島の復興に向けた動き、ふるさとで安心して暮らすための環境整備、避難者支援に関する取組などを盛り込んだ情報紙を発行します。</li> <li>(主な掲載内容)・復興公営住宅を始めとした、生活インフラ等の整備、復旧・生活再建、健康・心のケア、教育・子育て支援等・避難元市町村の復興に向けた動きや避難先での交流会・イベント等</li> </ul>		
	・福島第一原発の廃炉状況や安全確認体制 ・その他、避難されている方々の関心の高いタイムリーな情報 など (送付先) ・避難先・元市町村や全国の受入先自治体、公共施設、NPO等の支 援団体、広報誌送付事業を通じて避難世帯に提供しています。		
	※2ヶ月に1回発行         1 地元紙提供事業		
申請方法等	・地元紙提供事業     ・地元紙の閲覧施設については、避難者支援課のホームページに掲載しています。     ・新たに送付を希望される施設がございましたら、下記連絡先へご相談ください(個人への送付は不可)。     2 広報誌送付事業		
	2   広報記送付事業   下記問い合わせ先又は避難元市町村にお問い合わせください。		

### 3 暮らしの支援

	3 地域情報紙発行事業 バックナンバーについては、福島県の下記HPに掲載しています。		
	福島 今が分かる新聞 検索		
	https://www.pref.fukushima.lg.jp/site/portal/ps-wakarusinbun.html		
問い合わせ先	避難地域復興局避難者支援課 電話番号 024-523-4250		

② 帰還支援アプリ				
対 象 者	避難地域や自主避難者の多い市町村の住民の方			
	避難地域や自主避難者の多い市 タブレットのアプリでふるさとの 「AppStore」「GooglePlay」か ド(無料)してご利用ください。	)情報をお伝	云えします。	
事業の内容	【掲載情報】 イベント情報や施設情報など (学校、保育所、幼稚園、学童クラブ、福祉施設、病院、商店街、 公営住宅、役所などに関する情報)			
	【掲載市町村】 避難地域 12 市町村と、その近隣で避難者の受け入れや自主避難者の 多い 18 市町村 (福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、白河市、須賀川市、 相馬市、二本松市、田村市、伊達市、南相馬市、本宮市、桑折町、 国見町、川俣町、大玉村、鏡石町、矢吹町、三春町、小野町、 広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、 葛尾村、新地町、飯舘村)			
問い合わせ先	企画調整部情報政策課	電話番号	0 2 4 - 5 2 1 - 7 1 3 3	

③ ふくしま記憶と未来体験アプリ				
対 象 者	避難者			
	震災を乗り越えて未来に向か きます。帰還の判断材料となる 「AppStore」「GooglePlay」だ で検索し、ダウンロード(無料)	青報としてこ から「ふくし	ご活用ください。 しま記憶と未来体験アプリ」	
事業の内容	【動画撮影市町村】 浜通り13市町村(新地町、 尾村、双葉町、大熊町、富岡町 【動画本数】 70本		相馬市、飯舘村、浪江町、葛 楢葉町、広野町、いわき市)	
問い合わせ先	企画調整部情報政策課	電話番号	0 2 4 - 5 2 1 - 7 1 3 4	

# ○治安対策

① 防犯教室、防犯講話の開催			
対 象 者	仮設住宅及び災害・復興公営の	主宅居住者	
事業の内容	仮設住宅や災害・復興公営住宅の集会所等において、犯罪被害防止 のための防犯教室、防犯講話等を行います。		
申請方法等	下記問い合わせ先にお問い合わせください。		
問い合わせ先	仮設住宅及び災害・復興公営住 宅所在地を管轄する警察署又 は福島県警察本部生活安全企 画課	電話番号	福島県警察本部 生活安全企画課 024-522-2151(代)

② 巡回連絡等の戸別訪問活動による各種相談 ・ 要望の受理				
対 象 者	仮設住宅等居住の避難者			
事業の内容	交番・駐在所等の警察官による巡回連絡等の戸別訪問活動により、 ・各種相談・要望の受理 ・防犯広報紙の配布 等を行います。			
申請方法等	下記問い合わせ先へお問い合わせください。			
問い合わせ先	仮設住宅及び災害・復興公営住宅 所在地を管轄する警察署又は福島 県警察本部地域企画課		各警察署 福島県警察本部地域企画課 024-522-2151(代)	

# ○交通安全対策

① 出前型・体験型交通安全教室の開催等による交通安全指導				
対 象 者	仮設住宅及び復興住宅居住者			
	仮設住宅集会所、復興住宅9	集会所等で体	は験型の交通安全講習会を開	
事業の内容	催するほか、仮設住宅各戸を訪問し、個別訪問による交通安全指導、			
	交通安全教育活動等を行います。			
申請方法等	各仮設住宅において県警の支援が必要な際には、下記問い合わせ先に			
中萌力伝守	お問い合わせください。			
	仮設住宅所在地を管轄する警察		各警察署	
問い合わせ先	署又は福島県警察本部交通企画	電話番号	福島県警察本部交通企画課	
	課		024-522-2151(代)	

# ○交通手段の確保

① 市町村生活交通対策事業			
対 象 者	直営バス、委託バス、デマンド型乗合タクシー事業を実施する市町村		
	市町村が地域の実情に即し、住民の生活交通の確保を図ることを目的		
事業の内容	として主体的に行うバス事業やデマンド型乗合タクシー事業等に対して		
	支援するものです。		
申請方法等	<ul> <li>・ 補助対象は、県が指定する路線、事業を対象とするため、運行を開始しようとする日の1ヶ月前までに、事前に指定申請をします(随時申請可)。</li> <li>・ 指定を受けた市町村は、11月20日までに所定の補助金申請書を提出します。</li> <li>・ 過疎地域の指定や前年度の財政力指数、路線収支率に応じて、補助率が8段階に区分され、運行欠損額に乗じて補助します。</li> </ul>		
問い合わせ先	生活環境部生活交通課     電話番号     024-521-7177		

② 地域公共交通確保維持改善事業 (調査事業)				
対 象 者	東北運輸局長が指定した特定被災市町村			
事業等の名称	地域公共交通確保維持改善事業(調査事業)			
事業の内容	<ul> <li>地域の交通を維持するため、地域の実情に応じた生活交通等の運行 (有償運行のみ)の試験・調査を国が支援するものです。</li> <li>指定市町村が実施する仮設住宅等と店舗や医療機関等を結ぶ日常生活の移動手段について、仮設住宅の箇所数に応じて3,500万円~6,000万円を上限に支援します。</li> <li>平成23年7月に東日本大震災の被災3県を対象に特例措置が設けられました。特例措置が受けられる特定被災市町村は、年度毎に東北運輸局長が指定します。</li> </ul>			
申請方法等	指定市町村等が計画を国に提出する必要があります。 申請方法等は、国の指示によることとなります。			
問い合わせ先	生活環境部生活交通課     電話番号     024-521-7177			

## ○移動支援

① 警戒区域等からの避難者に対する高速道路無料措置				
対象者	原発事故による避難者のうち、 ・警戒区域等を生活の本拠としていた方 ・特定避難勧奨地点の設定を受けた方			
事業の内容	原発事故による警戒区域等からの避難者に対する高速道路無料措置は、平成24年より、避難者の一時帰宅等を支援する目的で実施されています。 ※事業主体は国土交通省です。  ○実施期間 令和2年3月末まで ○対象走行 福島県内等の対象ICを入口または出口とする走行(NEXCO路線と一体で料金徴収がされないものは対象外) ○留意事項 現在、通行の迅速化と携帯性等の利便性向上のため、対象者にカード(ふるさと帰還通行カード)を発行しており、平成30年7月1日よりカードによる通行へ完全移行し、従前からの被災証明書等の提示による通行はできなくなっております。。・			
申請方法等	【カードの申し込みに関すること】 避難元の市町村にお問い合わせください。			
問い合わせ先	避難地域復興局避難者支援課 電話番号 024-523-4157			

② 母子避難者等高速道路無料化支援事業				
	原発事故発生時に中通り、浜通り(避難指示区域等を除く)に居住し、			
	自主避難している母子避難世帯等(※))			
対象者	※原発事故発生時に、福島県中通り及び浜通り(警戒区域等を除く)に居			
八	住しており、避難して <u>二重生活</u> となっている母子避難者等(妊婦含む)及び			
	対象区域内に残る父親等であって、かつ、 <u>避難する子どもが 18 歳以下</u> であ			
	ること。			
	原発事故に伴う母子避難者等に対する高速道路の無料措置は、平成			
	25年より、避難して二重生活になっている家族の再会を支援する目的			
	で実施しています。			
	○実施期間 平成25年4月26日~令和2年3月31日			
	○対象走行 避難元と避難先の最寄り IC (証明書記載) を入口および出			
事業の内容	口とする走行(途中下車不可。NEXCO 路線と一体で料金徴			
	収がされないものは対象外)			
	○留意事項			
	①避難元市町村へ帰還された世帯の方			
	・無料措置の対象外となるので、証明書を返却してください。			
	②子どもが満 18 歳となった世帯の方			

### 3 暮らしの支援

	・支援対象の子どものみを記載に申請してください。 ・子どもが満 18 歳となった場となるので、証明書を返却し ③証明書に記載の住所と現住所だ・避難元市町村に書換えを申記し、書換えのされていない証明	合は、当該を してください が異なる場合 青してくださ	F度末日をもって支援は終了 ゝ。 }
申請方法等	【通行に必要な証明書の申請方法について】 避難元の市町村にお問い合わせください。		
問い合わせ先	避難地域復興局避難者支援課	電話番号	0 2 4 - 5 2 3 - 4 2 5 0

③ 原発事故の避難者に対するあぶくま高原道路の無料措置				
対 象 者	被災時に国が定める原発事故の	の警戒区域等	等に居住されていた避難者	
事業の内容	原発事故による避難者(震災発生時に国が定める原発事故の警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域、特定避難勧奨地点に居住していた方)の帰宅・帰還を支援するため、有料区間の無料措置を実施しています。 ・実施期間 平成24年4月28日~令和2年3月31日			
申請方法等	対象車種や通行方法については、福島県道路公社ホームページに掲載しています。			
問い合わせ先	福島県道路公社	電話番号	0248-41-2171	

④ 原発事故の母子避難者等に対するあぶくま高原道路の		
無料抗	等置	
対 象 者	「母子・父子避難等及びその経路に係る証明書」の避難元の最寄りの インターチェンジが矢吹ICまたは小野ICである避難者	
事業の内容	原発事故発生時に福島県浜通り・中通り(原発事故による警戒区域等を除く)に居住しており、当該地域の外に避難して二重生活を強いられている母子避難者等のうち、高速道路の無料措置で交付を受けた証明書の避難元の最寄りインターチェンジが矢吹ICまたは小野ICである方の帰宅・帰還を支援するため、有料区間の無料措置を実施しています。・実施期間 平成25年4月26日~令和2年3月31日	
申請方法等	対象車種や通行方法については、福島県道路公社ホームページに掲載 しています。	
問い合わせ先	福島県道路公社 電話番号 0248-41-2171	

# 4 心と体に関すること

# ○心のケア

① 被災者の心のケア事業			
対 象 者	被災者、避難者等		
事業の内容	「ふくしま心のケアセンター」 し、相談・支援を行います。 また、「ふくしま心のケアセンタ を設け、県外からも電話相談を受い 県外避難者向けには、心のケア 窓口を開設しています。	ー」には ナ付けて	おいては電話相談専用ダイヤル います。
申請方法等	① 被災者相談ダイヤルふくここラインに御相談ください。 ② 県外避難者向け心のケアの訪問は、(一社) 日本精神科看護協会へ申し込みください。 ③ 県外避難者向けの相談窓口等、詳しくは障がい福祉課にお問い合わせください。		
問い合わせ先	<ul> <li>① ふくしま心のケアセンター 被災者相談ダイヤル ふくここライン (平日9時~12時、13時~17時)、</li> <li>② (一社)日本精神科看護協会 (平日8時~17時)</li> <li>③ 保健福祉部障がい福祉課</li> </ul>	電話番号	① 0 2 4 - 9 2 5 - 8 3 2 2 ② 0 1 2 0 - 3 5 7 - 2 5 7 (フリーダイヤル) ③ 0 2 4 - 5 2 1 - 8 2 0 4

② ひきむ	こもり支援センター事業	
対 象 者	ひきこもりに悩まれている方や御家族	
事業の内容	ひきこもりに関する悩みを抱える方や御家族からの相談に対応します。 地域の保健・医療・教育・労働・福祉関係機関などが協力しながら、 サポートしていきます。	
申請方法等	・電話、来所、メール等により、気軽に御相談ください。 ・相談日時:祝日を除く火曜日~土曜日 9時30分~17時30分	
問い合わせ先	福島県青少年育成県民会議     電話番号     024-546-0006 024-546-0002	

③ 子ども	5の心のケア事業
対 象 者	被災した子どもたち及び子どもたちに接している保護者や支援者
事業の内容	支援者の養成研修の開催や子どもの心の相談会等への専門的人材の派遣を行うことにより、震災により様々なストレスを受けた子どもたちに対する心のケアを行っています。 また、子どもたちに接している保護者の悩みや思いを共有する交流会を開催しているほか、県外避難者に対しても継続的な支援を行っています。
申請方法等	詳細は、下記問い合わせ先に御確認ください。
問い合わせ先	こども未来局児童家庭課 電話番号 024-521-8665

④ 青少年総合相談センター事業			
対 象 者	困難を抱える青少年及びその保護者等		
	社会生活を営む上で困難を有する青少年及びその保護者からの相談に		
	対応します。		
事業の内容	また、相談への誘導、保護者を含めた地域の大人の意識啓発を図るた		
	め、研修会及び講習会を開催します。		
申請方法等	電話、来所、メール等による相談に対応します。		
小明万位号	・相談日時:祝日を除く火曜日~土曜日 9時30分~17時30分		
   問い合わせ先	福島県青少年育成県民会議 電話番号 024-546-0006		
同い日夕と元	福岡原門タ平月成県氏云磯		

<b>⑤</b> ユース	スプレイス自立支援事業
対 象 者	困難を有する若者(おおむね15歳~40歳)
事業の内容	困難を有する若者に「居場所」(ユースプレイス)を提供し、各種プログラムを通して勤労意欲を高め、社会的自立を目指すことを目的に実施する市町村事業に対し、その運営費の一部を補助します。 ・専門家によるコミュニケーションスキルアップ講座 ・社会訓練のためのボランティア活動 ・地域行事(祭りなど)への参加 ・青年同士の交流会 ほか
申請方法等	実施プログラムについては、実施団体ごとに事前に開催をお知らせしますので、申込の上、御参加ください。参加者の費用負担はありません。 ただし、交流会企画に係る実費等については、負担いただく場合があります。

### 4 心と体に関すること

問い合わせ先	(福島市・伊達市) ①NPO 法人ビーンズふくしま (白河市・塙町・矢吹町・棚倉町・石川町) ②アネシス学院株式会社 (会津若松市・喜多方市・南会津町) ③一般社団法人福島県若年者支援センター	電話番号	(福島市・伊達市) ①024-563-6255 (白河市・塙町・矢吹町・棚倉町・石川町) ②0248-27-0334 (会津若松市・喜多方市・南会津町) ③0242-36-7077
--------	--	------	---

⑥ 女性(	のための相談事業
対 象 者	女性
事業の内容	女性のための相談支援センターにおいて、女性が抱えるあらゆる悩みへの相談に対応します。
申請方法等	電話及び来所による相談を行っています。 ※メールによる相談は行っておりません。
問い合わせ先	女性のための相談支援センター 電話番号 024-522-1010

⑦ 女性の悩み相談事業		
対 象 者	女性	
事業の内容	震災後、心や身体の調子がすぐれないといったストレスや配偶者等からの暴力など、不安や悩みを抱える女性のため、専門の女性相談員による相談を行います。  ・実施主体 内閣府、県、NPO法人ウィメンズスペースふくしま等・事業内容 1 電話相談 実施日・時間:祝日を除く月~金曜日 10時~17時 2 面接相談(いわき) 実施日 :原則毎月第2土曜日、第4木曜日	
申請方法等	・電話相談は、下記問い合わせ先の「1」に御連絡ください。 ・面接相談は、下記問い合わせ先の「2」で御予約ください。	
問い合わせ先	【1:電話相談】 0120-207-440 (全国フリーダイヤル) まくしま 2 女性のための面接相談 0120-207-440 0120-207-440 0246-21-7235 090-2029-0997	

8 男女:	共生センター相談事業
(生活	舌全般、法律関係、健康関係に係る相談)
対 象 者	県民 ※カウンセリングは女性限定
	〇生活全般に係る相談①家族・夫婦・友人関係、学校・職場・地域での悩みなど、広く生活全般に係る相談【実施日・時間】火・木〜日曜日 9時~12時、13時~16時水曜日 13時~17時、18時~20時【相談方法】電話、面接(予約制)【実施主体・実施場所】福島県男女共生センター(二本松市郭内一丁目 196-1)
	②【男性相談員による相談】家族・夫婦・友人関係、学校・職場・地域での悩みなど、広く生活全般に係る相談 【実施日・時間】火曜日 17 時~20 時 【相談方法】 電話 【実施主体・実施場所】 福島県男女共生センター(二本松市郭内一丁目 196-1)
事業の内容	○法律関係に係る相談 離婚による財産分与・慰謝料・親権、相続、金銭問題等の法律に関する相談【実施日・時間】毎月第3水曜日 13時30分~15時30分【相談方法】 面接(予約制)【相談員】 弁護士【実施主体・実施場所】福島県男女共生センター(二本松市郭内一丁目196-1)
	〇女性による女性のためのカウンセリング         DVや性暴力被害等の女性が抱える深刻な問題に関する相談及び被害者の心のケア         【実施日・時間】毎月第1金曜日 10時00分~11時00分毎月第3金曜日 13時30分~14時30分         【相談方法】 面接(予約制)         【相談員】 臨床心理士         【実施主体・実施場所】
	福島県男女共生センター(二本松市郭内一丁目 196-1)
申請方法等	電話及び来所による相談を行っています。 詳しくは、下記問い合わせ先に御連絡ください。
問い合わせ先	福島県男女共生センター 相 談室     電話番号     0243-23-8320

# ○健康管理

① 被災者健康サポート事業			
対 象 者	被災者、避難者等		
対象 者   事業の内容	仮設住宅入居者等被災者の健康: るため、また、被災市町す。 【県内】 1 保健医療専門職人材確保支援: 被災市町がの事門、場内のの委託により、原内のの委託により、雇用した。 でのでは、でのでは、でのでは、でのでは、でのでは、でのでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で	事解期材。託等建備支体 張宅導 (被 業消的を にの康事援制 所等、 市災 をに活 よ応支業活を がの栄 町者 図保用 り援援(動整 、健養 村健 る領し 、活活市を備 被康指	康支援活動を支援するため、 ため、福島県看護協会等へ 護医療専門職(保健師・建医療専門職(保健師・健康支 被災市町村等の要請に基づ 被災市町村等の要請に養士 動等を支援します。 町村補助事業) 実施する、事業経費に対し び、東支援をある。 で、変支ででおります。 では、健康支援 では、といっている。 では、といっている。 では、といっでは、といっでは、といっでは、といっでは、といっでは、といっでは、といっでは、といっでは、といっでは、といっでは、といっでは、というでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ
	ため、全国展開している健診機関との契約を進める際の事務手数料を		
	補助します。	<b>士 ご ノ 15 型</b>	·` <b>允</b> 录图
申請方法等	1・2・4     福島県保健福祉部健       3     仮設住宅等設置市町村より、       務所等に御相談ください。		
問い合わせ先	県北保健福祉事務所 県中保健福祉事務所 県南保健福祉事務所 会津保健福祉事務所 南会津保健福祉事務所 相双保健福祉事務所 相双保健福祉事務所 相双保健福祉事務所いわき出張所 保健福祉部健康づくり推進課	電話番号	$\begin{array}{c} 0\ 2\ 4-5\ 3\ 4-4\ 1\ 0\ 1 \\ 0\ 2\ 4\ 8-7\ 5-7\ 8\ 0\ 0 \\ 0\ 2\ 4\ 8-2\ 2-5\ 4\ 4\ 1 \\ 0\ 2\ 4\ 2-2\ 9-5\ 5\ 0\ 3 \\ 0\ 2\ 4\ 1-6\ 3-0\ 3\ 0\ 3 \\ 0\ 2\ 4\ 4-2\ 6-1\ 3\ 2\ 3 \\ 0\ 2\ 4\ 6-2\ 4-6\ 1\ 1\ 8 \\ 0\ 2\ 4-5\ 2\ 1-7\ 2\ 3\ 6 \end{array}$

② 県民健康調査事業			
対 象 者	県民等(検査等の内容により、対象者は異なります。) 東日本大震災や福島第一原発事故により、多くの県民が健康に不安を 抱えている状況を踏まえ、長期にわたり県民の健康を見守り、将来にわ たる健康の維持・増進につなげることを目的とした「県民健康調査」を 実施しています。		
事業の内容	○甲状腺検査  チェルノブイリ原発事故後に明らかになった健康被害として、放射性ヨウ素の内部被ばくによる小児の甲状腺がんが報告されたことから、福島県はチェルノブイリに比べて放射性ヨウ素の被ばく線量が低いとされていますが、子どもたちの甲状腺の状態を把握し、健康を長期に見守るために、震災当時、概ね18歳以下の方を対象として、甲状腺検査を実施しています。  県外避難者の方も避難先の近隣で検査を受けられるように、全都道府県の約100医療機関で受診できる体制を整備しており、県内における検査実施機関の拡充にも取り組んでいます。		
	<ul> <li>○健康診査         県民の健康を見守り、将来にわたる健康増進につなげることを目的に、既存の健診制度を活用して健康診査を行っています。         特に、避難区域等の住民を対象として、白血球分画等の項目を上乗せした健康診査を、対象となる住民が県内外に避難している状況を踏まえて、県内はもとより、各都道府県で受診可能な医療機関を充実させるなどして実施しております。     </li> <li>○WBC (ホールボディカウンター)による内部被ばく検査内部被ばく検査については、県有車載型WBCにより県内各地で検</li> </ul>		
	査しているほか、県外については、青森、宮城、新潟、茨城、石川、 滋賀、広島、愛媛、長崎の大学病院等で受検できる体制を整備してい ます。		
申請方法等	詳細は、下記問い合わせ先に御連絡ください。		
問い合わせ先	①福島県立医科大学放射線医学県民健康管理センター電話番号②保健福祉部県民健康調査課②024-521-8028		

③ 福島県避難者検診体制整備事業				
対	県内に避難する	県内に避難するがん検診の対象者で下記に該当する者		
事業の内	療機関でがん検診機会を増やします 〇実施地区 福島市、郡山市 〇実施町村 楢葉町、大熊町	実施地区 福島市、郡山市、いわき市 (予定)		
容		福島市	郡山市	いわき市
	協力医療機関	福島市医師会	郡山医師会	いわき市医師会
	検診期間	令和2年2月	令和2年2月	令和2年2月
	検診の受付時期 (検診開始の 2カ月前から)	令和元年12月~	令和元年12月~	令和元年12月~
	検診の対象者	楢葉町、大熊町 双葉町、葛尾村	楢葉町、大熊町 双葉町、浪江町 葛尾村	楢葉町、大熊町 双葉町、浪江町 葛尾村
申請方法等	受診可能な医療機関の情報や検診の申込み方法については、各実施町村のがん検診の担当窓口へお問い合わせください。 ・楢葉町住民福祉課 0240-23-6102 ・大熊町保健福祉課 0242-26-3844 ・双葉町健康福祉課 0246-84-5205 ・浪江町健康保険課 0240-34-0249 ・葛尾村住民生活課 0240-29-2112			
問い合わ せ先	保健福祉部健康づくり推進課       電話番号       024-521-7640			

# ○高齢者・障がい者支援

① 高齢を	皆見守り等ネットワークづくり支援事業
対 象 者	仮設住宅等の高齢者、障がい者(児)等
	仮設住宅で生活している被災高齢者や、避難指示解除区域に居住する 高齢者等が孤立したり、生活機能の低下を招くことがないよう、相談、 介護、生活支援等の推進を図るため、以下の事業を実施します。
事業の内容	1 仮設住宅等被災高齢者等生活支援事業 仮設住宅に入居する高齢者等を支援するため、総合相談、デイサービスや生活支援サービス等を提供する高齢者等サポート拠点を整備し、運営します。

#### 4 心と体に関すること

	2 避難指示解除区域等被災高齢者等生活支援事業 避難指示解除区域の市町村に居住する高齢者等が、安心して生活 できるよう高齢者等サポート拠点の設置運営等を支援します。
申請方法等	下記問い合わせ先の各担当部署にお問い合わせください。
問い合わせ先	保健福祉部高齢福祉課   電話番号   024-521-7163

② 仮設値	主宅等における生活機能支援事業
対 象 者	浜通り13市町村の高齢者、障がい者等
事業の内容	仮設住宅や借上げ住宅等に生活する高齢者や障がい者等の日常生活における生活機能の低下予防・悪化防止を図るため、以下の取組を実施します。  1 支援者に対する研修会の開催 被災者を支援する関係者に対し、生活機能の低下防止を目的とした簡単な運動等助言ができるようにするほか、心身の健康の保持増進に関する助言ができるよう支援者向け研修会を開催します。  2 仮設住宅等におけるリハビリテーション相談会等の実施 仮設住宅等で生活する被災者(高齢者、障がい者等)に対する専門的立場からのリハビリテーションに関する相談会や運動指導を実施します。
申請方法等	下記問い合わせ先にお問い合わせください。
問い合わせ先	保健福祉部高齢福祉課   電話番号   024-521-7197

# ○医療支援

① 警戒[	区域等医療施設再開支援事	業	
対 象 者	<ul><li>1 警戒区域等の医療機関</li><li>2 市町村及び医療関係団体等(仮設診療所等)</li><li>3 市町村から支援要請のある診療所</li></ul>		
事業の内容	原子力災害により休止等した旧警戒区域等の病院、診療所及び薬局の 再開等のため、施設設備の整備や運営を支援しています。 また、市町村が旧警戒区域等に仮設診療所を開設する場合に施設設備 の整備や運営を支援しています。		
申請方法等	地域医療課に御相談ください。		
問い合わせ先	保健福祉部地域医療課   電話番号   024-521-7915		

# 5 子育て・教育のこと

# ○子育て支援

① 産前	• 産後支援事業	
対 象 者	妊産婦、乳幼児を持つ保護者	
事業の内容	<ol> <li>電話相談         <ul> <li>妊産婦や乳幼児を持つご家族の健康や育児に関する不安や悩み</li> <li>母乳育児に対する不安や悩み</li> <li>母乳検査の受け方 など</li> </ul> </li> <li>訪問相談         助産師による訪問相談(御希望による)。</li> <li>地域子育てサロン、交流会の開催</li> <li>母乳放射線検査</li> </ol>	
申請方法等	下記問い合わせ先に御相談ください。 相談受付時間は、月~金(祝祭日を除く)午前9時30分から午後4 時30分です。	
問い合わせ先	ふくしまの赤ちゃん電話健康相 談窓口(福島県助産師会) 電話番号 フリーダイヤル 0120-80-2051	

② 子ども健やか訪問事業		
対 象 者	県内に避難している児童を持つ御家庭	
事業の内容	復興公営住宅等で避難生活をしている子どもを持つご家庭を、地域の 子育て支援者等が訪問し、生活・育児等の相談に対応します。 【訪問実施者】 子ども健やか訪問支援員(保健師、助産師、看護師等)	
申請方法等	下記問い合わせ先に御相談ください。	
問い合わせ先	こども未来局子育て支援課 電話番号 024-521-8205	

③ 児童の	D養育相談
対 象 者	18歳未満の児童
事業の内容	児童相談所において、児童の養育に関するあらゆる相談に対応します。 (来所、電話)

### 5 子育て・教育のこと

申請方法等	来所及び電話による相談を行っ おいでいただく場合は、待ち時 時間を予約してください。		
問い合わせ先	こども未来局児童家庭課 中央児童相談所 県中児童相談所 会津児童相談所 浜児童相談所	電話番号	$ \begin{array}{cccccccccccccccccccccccccccccccccccc$

④ 仮設住宅に住む子どもの環境づくり事業			
対 象 者	仮設住宅に住む子ども		
事業の内容	仮設住宅に住んでいる子どもが安心して過ごすことができるスペース を確保し、また、当該スペースにおいて子どもたちの遊び等への支援を 行う者及びスペースを管理する立場の者を確保します。		
申請方法等	詳細は、下記問い合わせ先に御連絡ください。		
問い合わせ先	こども未来局 こども・青少年政策課	電話番号	0 2 4 - 5 2 1 - 7 1 9 8

© Γ/5\<	しまの心」を育む自然体験応援事業
対 象 者	幼児から中学生まで
事業の内容	震災の経験を踏まえ再発見した郷土の良さを伝え合い、発信していくような交流活動を行うとともに、充実した自然体験活動を行う機会を提供し、豊かな人間性と生きる力の育成を図るため、県内外において自然体験活動を実施する団体に、宿泊費と活動費・交通費を補助します。  1 小・中学校等の自然体験活動
申請方法等	詳細は、県教育庁社会教育課のホームページを御覧になるか、電話で お問い合わせください。
問い合わせ先	県教育庁社会教育課   電話番号   024-521-7799

⑥ ふくしまからはじめよう。元気なふくしまっ子食環境			
整備	業		
対 象 者	学校、その他団体等		
	子どもの適切な食品を選択する力や家庭等における豊かな食生活を実践する力を養うため、先進的な食育活動の実践者をサポーターとして登録し学校等に派遣するとともに、子どもやその保護者などが農林漁業体験等を通じて、豊かで健康的な食生活を実践するために、地域団体等が行う特色ある食育活動を支援します。		
事業の内容	1 食育実践サポーター派遣事業 食育体験、食生活改善、地域の食文化及び郷土食の伝承等の活動を 先進的に実践する方々を「食育実践サポーター」として登録し、子ど もを対象とした食育推進に取り組む学校や地域団体等からの要請に応 じて派遣して支援活動を行います。 2 ふるさとの農林漁業体験支援事業 子どもやその保護者などが、農林水産物の生産から消費までの流れ を理解する農林漁業体験活動や安全安心の取組、放射能の正しい情報 を身につけるリスクコミュニケーション活動等を通じて、豊かで健康 的な食生活を実践するために地域団体等が行う特色ある食育活動を支 援します。 ・実施事業数 11事業(予定)		
	・その他活動実績を取りまとめて広く紹介します。		
申請方法等	(食育実践サポーター」の派遣要請は、お近くの農林事務所に御連絡ください。         機関名       電話番号         県北農林事務所 企画部       024-521-2596         県中農林事務所 企画部       0248-23-1510         県南農林事務所 企画部       0248-23-1576         会津農林事務所 企画部       0242-29-5369         南会津農林事務所 企画部       0241-62-5252         相双農林事務所 企画部       0244-26-1153         いわき農林事務所 企画部       0246-24-6152		
問い合わせ先	農林水産部農産物流通課       電話番号       024-521-7354		

# ○教育支援(奨学金・就学支援など)

① 東日本	大震災子ども支援基金給付事業
対 象 者	震災により親を亡くした児童等
	東日本大震災により保護者が死亡又は行方不明となった児童(孤児・ 遺児)の生活及び修学を支援します。
	・未就学児童 月額(孤児:30,000 円、遺児:20,000 円) ・小・中学校に在籍する者
	月額(孤児:40,000円、遺児:30,000円) ・高等学校等に在籍する者
事業の内容	月額(孤児:50,000円、遺児:40,000円) ・大学及び専門学校等に在籍する者
	月額(孤児:60,000円、遺児:50,000円)
	<ul><li>・小学校入学時給付金</li><li>30,000円</li></ul>
	• 小学校卒業時給付金 50,000 円
	<ul><li>・中学校卒業時給付金 100,000 円</li><li>・高等学校卒業時給付金 300,000 円</li></ul>
申請方法等	対象者にお送りする申請書により、県に直接お申し込みください。
問い合わせ先	こども未来局 こども・青少年政策課 電話番号 024-521-7198

② 被災约	加児就園支援事業		
対 象 者	東日本大震災等により被災し、経済的な理由により幼稚園への就園 支援が必要となった世帯の幼児		
事業の内容	県内市町村が実施する就園支援に対して補助(補助率 10/10)を行い、教育機会を確保します。 対象経費:保育料、入園料 なお、各市町村では、罹災証明又は被災証明等及び聞き取りなどにより、被災状況と収入状況を確認します。		
申請方法等	お子様が通っている幼稚園を通して、各市町村にお申し込みください。 (備考) 県外市町村に避難している方も支援を受けることが可能です。		
問い合わせ先	各幼稚園、 お住まいの市町村又は県教育 庁義務教育課電話番号 電話番号県教育庁義務教育課 024-521-7796		

③ 被災児	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
対 象 者	東日本大震災等により被災し、経済的な理由により就学困難となった 児童生徒		
	県内市町村が実施する必要な学用品費、学校給食費等対して補助(補助率10/10)を行い、義務教育(小・中機会を確保します。	学校)の教育	
事業の内容	対象費目:学用品費、通学費、修学旅行費、学校給食 なお、各市町村では、罹災証明又は被災証明等及び聞き り、被災状況と収入状況を確認します。		
申請方法等	お子様が通っている小・中学校を通して、各市町村教育委員会にお申 し込みください。 (備考) この制度は各都道府県で実施しておりますので、県外市町村に 避難している方も支援を受けることが可能です。		
問い合わせ先	各小・中学校、 お住まいの市町村教育委員会 又は県教育庁義務教育課 電話番号		

④ 私立等	学校の被災児童・生徒等に対する就学	望(園)支援
対 象 者	私立学校(幼稚園、小学校、中学校、高等学校	校、専修学校、各種学校)
事業の内容	東日本大震災により被災した児童生徒等の就会 被災児童生徒等の授業料等減免措置を行った私会 て、減免相当額を補助金として交付します。 補助率 10/10(専修学校(高等課程を除 補助額 減免相当額 (ただし、補助対象経費は学種ごとは また、被災状況に応じて補助月数を	立学校の設置者に対し (く)・各種学校は2/3) に上限額があります。
申請方法等	私立学校ごとに授業料等減免要件が異なりますので、在籍校へ御相談ください。	
問い合わせ先	総務部私学・法人課 電話番号 0 2	24-521-7048

⑤ 高校等	穿奨学資金貸付事業 (福島県奨学資金震災特例採用)		
対 象 者	東日本大震災により被災(家屋の全壊・半壊、警戒区域等からの避難等)し、経済的理由により就学困難となった高等学校・専修学校(高等課程)、特別支援学校高等部の生徒		
事業の内容	上記対象者へ奨学資金を貸与します。  ・貸与月額 国公立 自宅通学 18,000円 / 自宅外通学 23,000円 私 立 自宅通学 30,000円 / 自宅外通学 35,000円 ・貸与期間 採用年度における1年間・利子 無利子・保証人 連帯保証人1名(保護者)・返還 卒業後の本人の収入見込みにより、柔軟な返還免除制度があります。		
申請方法等	在学している学校を通じて願書に必要書類を添えて、申し込んでください。 詳細は、下記問い合わせ先にお問い合わせください。		
問い合わせ先	在学している学校 又は県教育庁高校教育課電話番号県教育庁高校教育課 024-521-7775		

⑥ 高等学校通学費支援事業			
対 象 者	原発事故に伴い、サテライト校等への通学を余儀なくされた生徒の保 護者等		
事業の内容	上記対象者へ通学費の支援を行	<b>テいます。</b>	
申請方法等	高等学校生徒通学費支援金交付申請書等をお子様が通学している学校 へ提出してください。(申請書等は各学校の事務室にあります。)		
問い合わせ先	<ul><li>・県立高校生の場合 県教育庁高校教育課県立高 校改革室</li><li>・私立高校生の場合 総務部私学・法人課</li></ul>	電話番号	県教育庁高校教育課県立 高校改革室 024-521-7843 総務部私学・法人課 024-521-7048

⑦ 介護福祉士等修学資金貸付事業		
対 象 者	県内の福祉・介護事業所で就労するために、介護福祉士等の養成施設 で就学する学生	
事業の内容	対象者に無利子で修学資金の貸付を行います。 ○貸付額 ①修学金 : 月額5万円以内 ②入学準備金: 20万円以内	

### 5 子育て・教育のこと

	<ul> <li>③就職準備金:20万円以内</li> <li>④国家試験受験対策費用:4万円(年額)</li> <li>⑤生活費加算:4.2万円(月額)</li> <li>○貸付金の返還養成施設等を卒業後、定められた期日までに一括又は最長10年以内の月賦により返還いただきます。ただし、以下の要件を全て満たす方については、返還債務を免除します。</li> <li>①養成施設等を卒業後1年以内に介護福祉士又は社会福祉士の資格を取得。</li> <li>②福島県内の福祉施設等において介護又は相談援助業務等に5年間従事。</li> </ul>
申請方法等	<ul><li>・ 在学する養成施設等を通じて、(社福)福島県社会福祉協議会へ申請します。</li><li>・ 募集案内については、各養成所にお知らせするとともに、福島県社会福祉協議会ホームページに掲載しています。</li></ul>
問い合わせ先	(社福) 福島県社会福祉協議会 電話番号 024-523-1256

# ○税金の減免等

① 法人県民税			
対 象 者	東日本大震災により被災した活	去人	
事業の内容	○制度概要 一定の要件を満たす場合に、申	請により源	域免を受けることができます。
	<ul><li>○減免の対象年度</li><li>平成23年3月11日から平成26年3月10日までに終了する各事業年度分</li></ul>		
	○申請対象法人 個別申請により平成27年3月31日以降申告・納付の期限延長措置 を受けている法人		
	<ul><li>○申請期限</li><li>個別申請により認められた申告</li></ul>	<b>占納付期限</b>	
申請方法等	申請書及び添付書類を各事業年度の確定申告の申告期限までに、管轄の地方振興局県税部へ提出してください。		
問い合わせ先	県北地方振興局県税部 県中地方振興局県税部 県南地方振興局県税部 会津地方振興局県税部 南会津地方振興局県税部 相双地方振興局県税部 いわき地方振興局県税部 総務部税務課	電話番号	$\begin{array}{c} 0\ 2\ 4-5\ 2\ 1-2\ 6\ 9\ 2 \\ 0\ 2\ 4-9\ 3\ 5-1\ 2\ 5\ 1 \\ 0\ 2\ 4\ 8-2\ 3-1\ 5\ 1\ 7 \\ 0\ 2\ 4\ 2-2\ 9-5\ 2\ 5\ 1 \\ 0\ 2\ 4\ 1-6\ 2-5\ 2\ 1\ 4 \\ 0\ 2\ 4\ 4-2\ 6-1\ 1\ 2\ 6 \\ 0\ 2\ 4\ 6-2\ 4-6\ 0\ 3\ 2 \\ 0\ 2\ 4-5\ 2\ 1-7\ 0\ 6\ 8 \end{array}$

② 個人	事業税
対 象 者	東日本大震災により被災した個人事業者
事業の内容	○制度概要 一定の要件を満たす場合に、申請により減免を受けることができます。 ○減免の対象 平成22年中、または、平成23年中の事業所得に係る個人事業税。 ※ すでに、平成22年中、または、平成23年中の事業所得に係る 個人事業税の減免を受けている方は、対象になりません。 ※ 震災により個人事業主が亡くなられた場合は、両年とも減免対象となります。

申請方法等	なお、申請期限は、納税通知	書に記載され			
	※ 納付時期が2回に分割され	※ 納付時期が2回に分割されている場合は、最初の納期限までです。			
	県北地方振興局県税部		$0\ 2\ 4-5\ 2\ 1-2\ 6\ 9\ 2$		
	県中地方振興局県税部		$0\ 2\ 4-9\ 3\ 5-1\ 2\ 5\ 1$		
	県南地方振興局県税部	電話番号	$0\ 2\ 4\ 8-2\ 3-1\ 5\ 1\ 7$		
即、人をは出	会津地方振興局県税部		$0\ 2\ 4\ 2-2\ 9-5\ 2\ 5\ 1$		
問い合わせ先	南会津地方振興局県税部		$0\ 2\ 4\ 1-6\ 2-5\ 2\ 1\ 4$		
	相双地方振興局県税部		$0\ 2\ 4\ 4-2\ 6-1\ 1\ 2\ 6$		
	いわき地方振興局県税部		$0\ 2\ 4\ 6\ -\ 2\ 4\ -\ 6\ 0\ 3\ 2$		
	総務部税務課		$0\ 2\ 4-5\ 2\ 1-7\ 0\ 6\ 8$		

③ 不動產	
対 象 者	下記「事業の内容」のとおりです。
事業の内容	○制度概要  1 東日本大震災により被災した家屋に代わる家屋を取得した場合の軽減措置 地震又は津波により被災した家屋に代わる家屋(以下、「代替家屋」といいます。)及び代替家屋の敷地を新たに取得した場合、一定の要件を満たしていれば、軽減措置を受けることができます。 ・軽減措置の対象となる不動産令和3年3月31日までに取得した代替家屋及びその敷地  2 避難指示区域内にある家屋に代わる家屋を取得した場合の軽減措置原子力災害により、帰還困難区域、居住制限区域又は避難指示解除準備区域(以下、「居住困難区域等」といいます。)及び代替家屋の敷地を新たに取得した場合、一定の要件を満たしていれば、軽減措置を受けることができます。 ・軽減措置の対象となる不動産【福島県内に取得した場合】居住困難区域等の指定が解除された日から4年を経過する日までに取得した代替家屋及びその敷地【福島県外に取得した場合】帰還困難区域又は居住制限区域の指定が解除された日から3ヵ月(代替家屋が新築の場合は1年)を経過する日までに取得した代替家屋及びその敷地、福島県外に取得した場合は、所在する都道府県にお尋ねください。  3 被災した農用地に代わる農用地を取得した場合の軽減措置東日本大震災や原子力災害により、被災した農用地に代わる農用地を取得した場合の軽減措置東日本大震災や原子力災害により、被災した農用地に代わる農用地を取得した場合にも上記1、2と同様の制度があります。

県北地方振興局県税部     024-521-2694       県中地方振興局県税部     024-935-1254       県南地方振興局県税部     0248-23-1517	申請方法等	管轄の地方振興局県税部に御確認ください。		
問い合わせ先 問い合わせ先 高会津地方振興局県税部 南会津地方振興局県税部 相双地方振興局県税部 いわき地方振興局県税部 総務部税務課 にお番号 の242-29-5254 の241-62-5214 の244-26-1125 の246-24-6033 の24-521-7068		県北地方振興局県税部 県中地方振興局県税部 県南地方振興局県税部 会津地方振興局県税部 南会津地方振興局県税部 相双地方振興局県税部 いわき地方振興局県税部		0 2 4 - 5 2 1 - 2 6 9 4 0 2 4 - 9 3 5 - 1 2 5 4 0 2 4 8 - 2 3 - 1 5 1 7 0 2 4 2 - 2 9 - 5 2 5 4 0 2 4 1 - 6 2 - 5 2 1 4 0 2 4 4 - 2 6 - 1 1 2 5 0 2 4 6 - 2 4 - 6 0 3 3

④ 自動車	車税・自動車取得税		
対 象 者	下記「事業の内容」のとおりです。		
事業の内容	○制度概要  1 地震・津波により被災した自動車  地震又は津波により被災した自動車の代わりの自動車(以下、「代替自動車」といいます。)を取得した場合、申請により自動車取得税及び一定期間の自動車税が非課税となります。  2 原子力災害により被災した自動車 (1)対象区域内自動車に係る自動車税の特例  東日本大震災における原子力災害により、自動車持出困難区域又は警戒区域内(以下、「対象区域内」といいます。)に取り残してきた自動車を用途廃止による永久抹消登録等した場合などは、申告により抹消日に関わらず平成23年度以降の自動車税が課されません。		
事業の内容	(2) 対象区域内に放置期間がある自動車に係る自動車税の減免 東日本大震災における原子力災害により、対象区域内に放置期 間があった自動車は、申請によりその期間に対応する月割分の自 動車税の減免を受けることができます。		
	(3) 原子力災害により被災した自動車の代替自動車取得についての 非課税措置		
	対象区域内自動車に係る自動車税の特例に該当する自動車の代わりの自動車(以下、「代替自動車」といいます。)を取得した場合、申請により自動車取得税及び一定期間の自動車税が非課税(代替自動車取得後に被災自動車が警戒区域内自動車に係る自動車税の特例に該当することとなった場合は納税義務の免除)となります。		
申請方法等	管轄の地方振興局県税部に御確認ください。		
問い合わせ先	県北地方振興局県税部       024-521-2702         県中地方振興局県税部       024-935-1261         県南地方振興局県税部       0248-23-1519		
	会津地方振興局県税部   0242-29-5261		

南会津地方振興局県税部	0 2 4 1 - 6 2 - 5 2 1 3
相双地方振興局県税部	$0\ 2\ 4\ 4-2\ 6-1\ 1\ 2\ 7$
いわき地方振興局県税部	$0\ 2\ 4\ 6\ -\ 2\ 4\ -\ 6\ 0\ 2\ 5$
総務部税務課	024-521-7070

⑤ 軽油5	⑤ 軽油引取税				
対 象 者	下記「事業の内容」のとおりです。				
事業の内容	○制度概要 特別徴収義務者が所有するラ する免税軽油が、東日本大震災 水等により本来の用途に使用で により軽油引取税が減免される	災などによ できなくな			
申請方法等	「軽油引取税減免申請書」などが必要となります。 なお、申請期限は、納期限までです。				
問い合わせ先	県北地方振興局県税部 県中地方振興局県税部 県南地方振興局県税部 会津地方振興局県税部 南会津地方振興局県税部 相双地方振興局県税部 いわき地方振興局県税部 総務部税務課	電話番号	$\begin{array}{c} 0\ 2\ 4-5\ 2\ 1-2\ 6\ 9\ 9 \\ 0\ 2\ 4-9\ 3\ 5-1\ 2\ 6\ 1 \\ 0\ 2\ 4\ 8-2\ 3-1\ 5\ 1\ 9 \\ 0\ 2\ 4\ 2-2\ 9-5\ 2\ 6\ 1 \\ 0\ 2\ 4\ 1-6\ 2-5\ 2\ 1\ 4 \\ 0\ 2\ 4\ 4-2\ 6-1\ 1\ 2\ 7 \\ 0\ 2\ 4\ 6-2\ 4-6\ 0\ 3\ 7 \\ 0\ 2\ 4-5\ 2\ 1-7\ 0\ 7\ 0 \end{array}$		

⑥ 復興産業集積区域に係る県税の課税免除					
対 象 者	※次の①又は②の要件を満たす必要があります。 ①認定地方公共団体による指定を受けた個人事業者又は法人 ②認定復興推進計画に定められた対象業種を行う個人事業者又は法人				
事業の内容	○制度概要 認定地方公共団体の指定を受けた事業者(指定事業者)が、復興産業集積区域内において、一定の事業用の施設等(機械・装置、建物・建物附属設備、構築物)を取得して事業に用いた場合、申請により法人事業税、個人事業税、不動産取得税などの課税免除を受けることができます。				
申請方法等	管轄の地方振興局県税部に御碕	催認ください	( ) <sub>0</sub>		
問い合わせ先	県北地方振興局県税部 県中地方振興局県税部 県南地方振興局県税部 会津地方振興局県税部 南会津地方振興局県税部	電話番号	$ \begin{array}{cccccccccccccccccccccccccccccccccccc$		

相双地方振興局県税部	部 0244-26-1126
いわき地方振興局県科	脱部 0246-24-6032
総務部税務課	0 2 4 - 5 2 1 - 7 0 6 8

⑦ 福島復興再生特別措置法に係る県税の課税免除					
対 象 者	※次の①と②の要件を満たす必要があります。 ①避難解除等区域復興再生事業実施計画について県の認定を受けた個人事業者又は法人 ②避難指示対象区域内に平成23年3月11日時点で事業所が所在していたことについて県の確認を受けた個人事業者又は法人				
事業の内容	○制度概要         企業立地促進区域(新規事業者)及び避難解除区域等(既存事業者) 内において、一定の事業用の施設等(機械・装置、建物・建物附属設備、 構築物)を取得して事業に用いた場合、申請により法人事業税、個人 事業税、不動産取得税などの課税免除を受けることができます。 ○申請期限         避難指示対象区域によって期限が異なるため、確認を受ける各地方 振興局県税部にお問い合わせください。				
申請方法等	等 管轄の地方振興局県税部に御確認ください。				
問い合わせ先	県北地方振興局県税部 県中地方振興局県税部 県南地方振興局県税部 会津地方振興局県税部 南会津地方振興局県税部 相双地方振興局県税部 いわき地方振興局県税部 総務部税務課	電話番号	$\begin{array}{c} 0\ 2\ 4-5\ 2\ 1-2\ 6\ 9\ 2 \\ 0\ 2\ 4-9\ 3\ 5-1\ 2\ 5\ 1 \\ 0\ 2\ 4\ 8-2\ 3-1\ 5\ 1\ 7 \\ 0\ 2\ 4\ 2-2\ 9-5\ 2\ 5\ 1 \\ 0\ 2\ 4\ 1-6\ 2-5\ 2\ 1\ 4 \\ 0\ 2\ 4\ 4-2\ 6-1\ 1\ 2\ 6 \\ 0\ 2\ 4\ 6-2\ 4-6\ 0\ 3\ 2 \\ 0\ 2\ 4-5\ 2\ 1-7\ 0\ 6\ 8 \end{array}$		

⑧ 県税の減免・徴収猶予・納期限等の延長				
対 象 者	者 県税の納税義務者			
事業の内容	○制度概要 (1) 減免 災害その他やむを得ない理由に該当する場合、申請により県税が減額または減免されることがあります。(なお、減免の要件及び範囲は、県税の種類によって異なります。)			
	(2) 徴収猶予 災害その他やむを得ない理由により、税金を一時に納付できないと 認められる場合には、申請により徴収が1年以内(最長2年まで)猶			

	予されます。		
	(3) 納期限等の延長 災害その他やむを得ない理由により、納期限までに申告や納税など ができないとき、申請により期限が延長されます。		
申請方法等	管轄の地方振興局県税部に御確認ください。		
問い合わせ先	県北地方振興局県税部 県中地方振興局県税部 県南地方振興局県税部 会津地方振興局県税部 南会津地方振興局県税部 相双地方振興局県税部 いわき地方振興局県税部 総務部税務課	電話番号	$ \begin{array}{cccccccccccccccccccccccccccccccccccc$

国等との連携により、住宅全般、放射線、原子力損害賠償、生活資金、雇用などについての各種相談窓口を設置しています。

(一部再掲、他団体等設置のものを含む。)

内容	連絡先(TEL)	設置場所
◆災害(支援)に関す	する相談	
放射線に関する問い合 わせ窓口	0120-988-359	原子力規制委員会 福島県住民向け電話相談 窓口 ※年末年始を除く (8時30分~18時15分:平日)
放射線被ばくの健康相談窓口	043-290-4003	(8時30分~12時: 土日・祝日)(国研)放射線医学総合研究所(13時~16時:火・金 ※祝日は除く)
被災者を対象とした無料法律相談窓口	(福島) 024-534-1211 (郡山) 024-925-6511 (いわき) 0246-25-0455	県弁護士会(相談窓口) (14 時~16 時:平日)
	0120-078-309	法テラス(相談窓口) (9 時~21 時:平日、9 時~17 時:土曜)
原子力損害の賠償等に関する問い合わせ窓口	024-521-8216	福島県原子力損害対策課(相談窓口) (8時30分~17時15分:平日) ※毎週水曜日の13時~17時は弁護士による電 話法律相談
N / VIEW LAW CANA	0120-013-814	原子力損害賠償・廃炉等支援機構(情報提供) (10 時~17 時:月~土※祝日・年末年始を除 く)
原子力損害賠償の請求 手続き全般等の問い合 わせ窓口	0120-926-404 0120-926-596 0120-722-251 (FAX)	東京電力ホールディングス(株)相談窓口(9時 ~19時:平日、9時~17時:土・日・休祝日) 原子力損害賠償全般に関する問い合わせ (自主避難等含む) 土地・建物・家財に関する問い合わせ 耳が不自由な方へのFAXによる問い合わせ
相談に対する総合相談 窓口(適切な窓口への 案内が中心)	024-573-2731	「ふくしまの今とつながる相談室 toiro」 (運営:(一社) ふくしま連携復興センター) (毎週月・水・金 10 時~17 時(祝祭日休み))
被災者の帰還・生活再 建に関する相談	0120-303-059	被災者のくらし再建相談ダイヤル (平日 9 時〜17 時)

避難市町村家賃等支援	0120-900-775	福島県家賃等支援事務センター
事業助成金に関する問		(平日 9 時~18 時)
い合わせ窓口		

# ◆医療・福祉に関する相談

【受付時間:8時30分~17時15分(土日除く)】

【文刊时间:6时30万~17时13万(上口际)】			
医療機関に関する相談	024-522-4546	福島県 地域医療課	
障がい者に関する各種	004 500 7110	障がい者社会参加推進センター	
相談 (障がい者 110番)	024-528-7110	(9時30分~17時:平日)	
高齢福祉に関する相談	024-521-7163	福島県 高齢福祉課	
	024-524-2225	高齢者総合相談センター及び成年後見サポー	
高齢者及び成年後見制		トセンター	
度に関する各種相談		一般相談(9 時~17 時:平日)、法律専門相談	
		(予約制)	
認知症に関する相談			
(症状・行動への対応の	024-522-1122	認知症コールセンター	
仕方、介護の悩み等)		(10 時~16 時:平日)	
	080-6026-3098	認知症疾患医療センター	
		福島赤十字病院	
		(9 時~16 時:月~金)	
	024-523-4440	あずま通りクリニック	
		(9 時~17 時:月~金)	
	024-983-5529	星総合病院	
		(9 時~17 時 : 月~土 (木曜の午後・第3木曜	
		除く))	
	024-945-1655	あさかホスピタル	
		(9 時~17 時:月~土)	
認知症に関する相談	0248-44-2051	矢吹病院	
(早期診断・早期対応の		(8 時 30 分~15 時:月~金)	
相談窓口)	0242-29-3808	竹田綜合病院	
,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		(8時30分~16時30分:月~金)	
	0246-39-2201	舞子浜病院	
	0044 00 4166	(8時30分~17時:月~金)	
	0244-23-4166	雲雀ヶ丘病院	
	0241-62-7111	(9 時~16 時 : 月~金) 南会津病院	
	0241 02 7111	(8時30分~17時:月~金)	
	0246-32-5321	四倉病院	
	0210 02 0021	(9 時~17 時:月~金)	
		(9 時~12 時:土)	
介護保険に関する相談	024-521-7745	福島県高齢福祉課	
国民健康保険に関する	024-521-7203	福島県 国民健康保険課	
相談	024 021 1203	田四尔 凹以陡冰水灰环	

後期高齢者医療制度に		
関する相談	024-528-9025	福島県後期高齢者医療広域連合
	004 504 5101	
	024-534-5101	福島県 中央児童相談所
	024-935-0611	" 県中児童相談所
	0248-22-5648	<i>"</i> 白河相談室
	0242-23-1400	ッ 会津児童相談所
児童福祉に関する相談	0241-63-0309	" 南会津相談室
	0246-28-3346	" 浜児童相談所
	0244-26-1135	<i>"</i> 南相馬相談室
		(8 時 30 分~17 時 15 分:平日)
	024-536-4152	子どもと家庭テレフォン相談
		(9 時~20 時 祝日と年末年始を除く)
	024-925-8322	ふくしま心のケアセンター
	0570-064-556	福島県 精神保健福祉センター
	0010 001 000	(9:00~17:00:平日)
		(県外からは 024-535-5560 へおかけくださ
	004 504 4000	
	024-534-4300	福島県 県北保健福祉事務所
	0248-75-7811	" 県中保健福祉事務所
こころの健康に関する	0248-22-5649	" 県南保健福祉事務所
相談(精神的な悩みや	0242-29-5275	ッ 会津保健福祉事務所
問題等)	0241-63-0305	" 南会津保健福祉事務所
山(安子)	0244-26-1132	" 相双保健福祉事務所
	024-924-2163	" 郡山市保健所
	0246-27-8557	〃 いわき市保健所
		(以上、8機関8時30分~17時15分:平日)
	024-536-4343	福島いのちの電話
こころの健康に関する		(10 時~22 時: 土日含む)
相談(精神的な悩みや	0120-279-226	よりそいホットライン(福島・宮城・岩手県に
問題等)	0120 210 220	居住している方)
	0120-279-338	よりそいホットライン(3県以外に居住してい
	0120 219 330	よりていかットライン(3 県以外に居住してい   る方)
		·9/1/
	094 500 1010	ナ州のための担談士揺むいり
女性の相談に関する	024-522-1010	女性のための相談支援センター
	004 504 4445	(9~21 時 祝日と年末年始を除く)
	024-534-4118	福島県県北保健福祉事務所
	0248-75-7809	" 県中保健福祉事務所
	0248-22-5647	" 県南保健福祉事務所
窓口	0242-29-5278	ッ 会津保健福祉事務所
	0241-63-0305	" 南会津保健福祉事務所
	0244-26-1134	" 相双保健福祉事務所
		(以上、6機関8時30分~17時15分:平日)
1	l .	I .

	0120-279-226	よりそいホットライン(福島県、宮城県、岩手県に居住している方
	0120-279-338	よりそいホットライン(3県以外に居住している方)
		※音声ガイドに従い「3」を選ぶと女性の相 談に繋がります。(24 時間全国フリーダイヤ
		歌に繋がりまり。(24 時間主国ノリータイドル)
	0243-23-8320	男女共生センター(月曜日休館)
		火・木~日 9~12 時、13~16 時 水 13~17 時、18~20 時
	0120-207-440	【男性相談員による相談】 火 17~20 時 女性のための電話相談・ふくしま
	0120 201 440	祝日を除く月~金 10~17 時
		(全国フリーダイヤル)
青少年に関する相談	024-546-0006	福島県青少年総合相談センター 祝日を除く火〜土 9 時 30 分〜17 時 30 分
ひきこもりに関する 相談	024-546-0006	福島県ひきこもり支援センター 祝日を除く火〜土 9 時 30 分〜17 時 30 分

◆生活に関する相談		
【受付時間:8時30分~17時15分(土日除く)】		
教育に関する相談	024-521-7759 024-521-7755	福島県教育庁 教育総務課
県外に避難している 小・中学校の教育に関 する相談	024-521-7761 024-521-7772	福島県教育庁 義務教育課、高校教育課 ※福島県内の小・中学校への転学や高校進学な ど教育に関する相談窓口や情報提供元のご案 内等
文化財に関する相談	024-521-7787 024-534-9193	福島県教育庁 文化財課 ふくしま歴史資料保存ネットワーク (福島県歴史資料館)
生活福祉資金に関する相談	024-523-1250	(社福)福島県社会福祉協議会
義援金に関すること	024-521-7322	福島県 社会福祉課
	024-534-4301	福島県 県北保健福祉事務所
	0248-75-7813	" 県中保健福祉事務所
	0248-22-5483	" 県南保健福祉事務所

	<u></u>	
	0242-29-5281	" 会津保健福祉事務所
	0241-63-0307	" 南会津保健福祉事務所
	0244-26-1136	" 相双保健福祉事務所
	024-535-1111	福島市福祉事務所
	0242-39-1292	会津若松市福祉事務所
	0248-22-1111	白河市福祉事務所
	0248-88-8113	須賀川市福祉事務所
生活保護に関する相談	0241-24-5228	喜多方市福祉事務所
	0244-37-2205	相馬市福祉事務所
	0243-55-5111	二本松市福祉事務所
	0247-81-2273	田村市福祉事務所
	0244-24-5243	南相馬市福祉事務所
	024-575-1264	伊達市福祉事務所
	0243-24-5372	本宮市福祉事務所
	0245-24-3372	本名中福祉事務所   郡山市福祉事務所
	0246-22-7459	いわき市平地区保健福祉センター
	0246-54-2111	いわき市小名浜地区保健福祉センター
	0246-63-2111	いわき市勿来・田人地区保健福祉センター
	0246-43-2111	いわき市常磐・遠野地区保健福祉センター
	0246-27-8693	いわき市内郷・好間・三和地区保健福祉センター
	0246-32-2114	いわき市四倉・久之浜大久地区保健福祉センター
	0246-83-1329	いわき市小川・川前地区保健福祉センター
	024-521-7070	福島県 税務課
	024-521-7069	II
	0245-21-2680	福島県 県北地方振興局県税部
県税に関する相談	024-935-1235	" 県中地方振興局県税部
(自動車税・納税証明書な	0248-23-1512	" 県南地方振興局県税部
ど)	0242-29-5235	ッ 会津地方振興局県税部
	0241-62-5212	ッ 南会津地方振興局県税部
1	0244-26-1123	" 相双地方振興局県税部
	0244-26-1123 0246-24-6024	
		" 相双地方振興局県税部
		" 相双地方振興局県税部
		" 相双地方振興局県税部 " いわき地方振興局県税部
消費に関する相談	0246-24-6024	# 相双地方振興局県税部 # いわき地方振興局県税部 福島県 消費生活センター
消費に関する相談		# 相双地方振興局県税部 # いわき地方振興局県税部 福島県 消費生活センター (月~金9時~18時30分
消費に関する相談	0246-24-6024	# 相双地方振興局県税部 # いわき地方振興局県税部 福島県 消費生活センター
消費に関する相談	0246-24-6024	# 相双地方振興局県税部 # いわき地方振興局県税部 福島県 消費生活センター (月~金9時~18時30分
	0246-24-6024 024-521-0999	<ul> <li># 相双地方振興局県税部</li> <li># いわき地方振興局県税部</li> <li>福島県 消費生活センター         <ul> <li>(月〜金9時〜18時30分</li> <li>第4日曜9時〜16時30分)</li> </ul> </li> </ul>
英語・中国語による相	0246-24-6024	<ul> <li># 相双地方振興局県税部</li> <li># いわき地方振興局県税部</li> <li>福島県 消費生活センター         <ul> <li>(月〜金9時〜18時30分</li> <li>第4日曜9時〜16時30分)</li> </ul> </li> <li>(公財)福島県国際交流協会</li> </ul>
	0246-24-6024 024-521-0999	<ul> <li># 相双地方振興局県税部</li> <li># いわき地方振興局県税部</li> <li>福島県 消費生活センター         <ul> <li>(月〜金9時〜18時30分</li> <li>第4日曜9時〜16時30分)</li> </ul> </li> </ul>
英語・中国語による相	0246-24-6024 024-521-0999	<ul> <li># 相双地方振興局県税部</li> <li># いわき地方振興局県税部</li> <li>福島県 消費生活センター         <ul> <li>(月〜金9時〜18時30分</li> <li>第4日曜9時〜16時30分)</li> </ul> </li> <li>(公財)福島県国際交流協会</li> </ul>
英語・中国語による相	0246-24-6024 024-521-0999 024-524-1316	<ul> <li># 相双地方振興局県税部</li> <li># いわき地方振興局県税部</li> <li>福島県 消費生活センター         (月〜金9時〜18時30分         第4日曜9時〜16時30分)</li> <li>(公財)福島県国際交流協会         受付時間9時〜17時(火〜土)</li> </ul>
英語・中国語による相談	0246-24-6024 024-521-0999	<ul> <li># 相双地方振興局県税部</li> <li># いわき地方振興局県税部</li> <li>福島県 消費生活センター         <ul> <li>(月〜金9時〜18時30分</li> <li>第4日曜9時〜16時30分)</li> </ul> </li> <li>(公財)福島県国際交流協会</li> </ul>

024-521-7258	福島県水・大気環境課
024-521-7249	福島県 一般廃棄物課
024-521-7264	福島県 産業廃棄物課
080-2845-3905	浪江町役場本庁舎1階 E-mail: info2@fukushima-sanpai.jp
024-521-7698	被災者住宅相談窓口専用ダイヤル (平日 9 時 00 分~17 時 00 分)
024-521-4033	(一社)福島県建築士事務所協会 (平日 8 時~17 時) <u>※相談には費用がかかり</u> ます。
024-521-7528	福島県 建築指導課
024-534-1111	福島地方法務局
0570-003-110 0120-007-110	法務省全国共通人権相談ダイヤル みんなの人権 1 1 0番 子どもの人権 1 1 0番 (通話料無料、IP 電話は接 続不可) (平日 8 時 30 分~17 時 15 分)
(コマルミナサンニ) 0120-503732	福島県警察本部 捜査第一課
024-522-2151 (内線 3056)	福島県警察本部 生活安全企画課 (平日8時30分~17時15分)
024-522-2151 (内線 5795)	福島県警察本部 災害対策課 (平日 8 時 30 分~17 時 15 分)
#9110 024-525-3311	福島県警察本部 県民サービス課 警察安全相談室
024-525-4032	福島県パスポートセンター
	024-521-7249 024-521-7264 080-2845-3905 024-521-7698 024-521-4033 024-521-7528 024-534-1111 0570-003-110 0120-007-110 (コマルミナサンニ) 0120-503732 024-522-2151 (内線 3056)  #9110 024-525-3311

### ◆経営・労働に関する相談

【受付時間:8時30分~17時15分(土日除く)】

	1213	
経営に関する相談	024-525-4039 024-954-4161	(公財)福島県産業振興センター (公財)福島県産業振興センター 「よろず支援拠点」
中小企業等の二重債務に関する相談	024-573-2561	福島県産業復興相談センター
避難先での事業再開や 経営上の悩みに関する 相談	024-954-4162	(公財)福島県産業振興センター郡山事務所 「避難事業者等支援拠点」
特定地域中小企業特別資金に関する相談	024-525-4019	(公財)福島県産業振興センター
被災中小企業施設・設備整備支援事業に関する相談	024-525-4075	(公財)福島県産業振興センター
労働に関する相談	0120-610-145	福島県 雇用労政課「中小企業労働相談所」 (平日:9時~16時)
就職に関する相談(就職相談・職業紹介)	024-925-0811 0248-27-0041 0242-27-8258 0244-23-1239 0246-25-7131 0240-28-0636 0240-23-7880 024-525-0047 03-3214-9009	ふくしま生活・就職応援センター (月〜土:10時〜19時) [郡山事務所] [白河事務所] [白河事務所] [会津若松事務所] [南相馬事務所](9時〜18時) [いわき事務所] [広野事務所](月〜金:9時〜17時) [富岡事務所](月〜金:9時〜17時) 「富岡事務所](月〜金:9時〜17時) ふるさと福島就職情報センター [ジョブカフェふくしま](福島窓口) (月〜土:10時〜19時) [福が満開、ふくしま暮らし情報センター] (東京窓口)(月〜土:10時〜18時)
		(水水が日) (万 -工・10 时 -10 时)

(ひとり親家庭への就 業に関する相談)	0120-650-110 024-534-4118 0248-75-7809 0248-22-5647 0242-29-5278 0241-63-0305 0244-26-1134	福島県母子家庭等就業・自立支援センター (月〜金:9時〜17時) ※母子家庭の母、父子家庭の父等の就職支援 福島県 県北保健福祉事務所 " 県中保健福祉事務所(★) " 県南保健福祉事務所(★) " 会津保健福祉事務所(★) " 南会津保健福祉事務所 " 相双保健福祉事務所 " 相双保健福祉事務所
(看護職の就業に関す る相談)	024-934-0500	福島県ナースセンター ※福島県看護協会内 (8 時 30 分~16 時 30 分 土日祝日除く)
(介護施設等への就業 に関する相談)	024-526-0045	(社福)福島県社会福祉協議会
創業に関する相談	024-525-4048	福島駅西口インキュベートルーム (13 時~17 時:土日を除く) ※インキュベーションマネージャー等の専門家が対応
生活衛生営業に関する 融資・経営相談	024-525-4085	(公財)福島県生活衛生営業指導センター

### ◆農林水産業に関する相談

024-521-7319 福島県 農林企画課

【受付時間:8時30分~17時15分(平日)】

◆国・県が管理する道路などに関する相談		
【受付時間:8時30分~17時15分】		
国管理道路(国道 4 号、6 号、13 号、49 号)	024-546-4331	国土交通省 福島河川国道事務所(平日)
県管理道路に関する 相談 (上記以外の国 道、県道など)	024-521-7473	福島県 道路管理課(平日)